

平成20年第6回野洲市議会定例会会議録

招集年月日

平成20年12月11日

招集 場所

野洲市役所議場

応招 議員

1 番 太田 健一	2 番 野並 享子
3 番 小菅 六雄	4 番 立入三千男
5 番 内田 聡史	6 番 奥村 治男
7 番 西本 俊吉	8 番 矢野 隆行
9 番 梶山 幾世	10 番 田中 良隆
11 番 藤下 茂昭	12 番 中島 一雄
13 番 田中 孝嗣	14 番 中田 幸子
15 番 小島 進	16 番 本田 章紘
17 番 川口 東洋	18 番 三和 郁子
19 番 鈴木 市朗	20 番 原田 薫
21 番 田中栄太郎	22 番 林 克
23 番 河野 司	24 番 秦 眞治

不応招議員

なし

出席 議員

応招議員に同じ

欠席 議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市 長	山仲 善彰	副 市 長	川尻 良治
教 育 長	南出 儀一郎	会 計 管 理 者	山中 重樹
まちづくり政策室 政 策 監	南 喜代志	総 務 部 長	前田 健司
市 民 健 康 福 祉 部 長	新庄 敏雅	都 市 建 設 部 長	堤 文男
環境経済部長	岡野 勉	環 境 経 済 部 政 策 監	土肥 義博
教 育 部 長	東郷 達雄	まちづくり政策室 次 長	中島 宗七
総 務 部 次 長	富田 久和	市 民 健 康 福 祉 部 次 長	佐敷 政紀
都 市 建 設 部 次 長	高田 一巳	環 境 経 済 部 次 長	川端 良雄
教 育 部 次 長	山本 治一郎	秘 書 課 長	立入 孝次

総務課長 川端 弘一

企画財政課長 小嶋 祐太郎

出席した事務局職員の氏名

事務局長 田中 正二

事務局次長 井狩 重則

書記 赤坂 悦男

書記 辻 昭典

議事日程

第1 諸般の報告

第2 会議録署名議員の指名

第3 議第81号から議第95号まで

(野洲市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例他14件)

質疑、常任委員会付託

第4 請願第5号 「汚染米」の食用への転用事件の全容解明と徹底回収、  
外米(ミニマムアクセス米)の輸入中止を求める請願書

常任委員会付託

第5 一般質問

開議 午前8時59分

議事の経過

(再開)

○議長(河野 司君) (午前8時59分) 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は24名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

(日程第1)

○議長(河野 司君) 日程第1、諸般の報告を行います。

出席議員24名全員であります。

次に、本日の議事日程は既に配付済みの議事日程のとおりであります。

次に、本日説明員として出席通知のあった者の職氏名は、12月4日と同様のため配付

を省略いたしましたので、ご了承願います。

(日程第2)

○議長(河野 司君) 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第120条の規定により、第19番、鈴木市朗君、第20番、原田薫君を指名いたします。

(日程第3)

○議長(河野 司君) 日程第3、議第81号から議第95号まで、野洲市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例他14件を一括議題とします。

まず、議第81号から議第86号までの各議案に対する質疑を行います。

議案質疑通告書が提出されておりますので、これを許します。

それではまず、第2番、野並享子君。

○2番(野並享子君) 議第84号野洲市国民健康保険条例の一部を改正する条例、今回の条例改正は、出産育児一時金35万円に産科医療補償制度発足に伴い、3万円の上乗せをすることです。

今回の改正は、来年1月から妊娠・分娩で脳性麻痺となった者に、医療機関の負担で一時金600万円と、20年間の分割で2,400万円、合計3,000万円を補償する制度です。財団法人の日本医療機能評価機構が運営組織となり、各医療機関から妊婦1人3万円の保険料を徴収します。民間の損害補償保険を活用し、日本医師会などが産科医療機関に加入を呼びかけ、インターネット等で加入した産科医療機関を情報公開することとしています。3万円の保険料は出産時に妊産婦等から徴収されるため、政府は10月に3万円の上乗せを決めました。上乗せの3万円は、2万円は地方交付税算入、1万円は国保負担です。

以上の改正内容から、以下の点を質問します。

①野洲市では、20年度当初予算では59人の出産を予定し、出産一時金を予算化していました。来年3月までの予算措置は、出産減少のため当初予算内でいける見通しですが、その後の問題もあります。21年度予算で交付税措置された2万円と、国保負担分の1万円を一般会計から支出されるのでしょうか。

②今回の補償制度の保険加入は強制でなく、各産科機関にゆだねることとなっています。しかし、加入した産科医療機関をインターネット等で公表することとなっていますが、知らない人も多いかと思えます。野洲市としてどのように情報提供されるのか、お尋ねいた

します。

③この制度は妊娠・分娩で脳性麻痺となった者に対する補償と限定されていますが、さまざまな障がいについても補償対象を広げるべきだと考えますが、見解を求めます。

④この医療補償制度は民間の損害補償制度を利用することになっており、民間金融機関のもうけの対象になります。国が財政負担をふやし、独自の制度にすべきと考えますが、見解を求めます。

○議長（河野 司君） 市民健康福祉部長。

○市民健康福祉部長（新庄敏雅君） それでは、野並議員の今回の条例改正の一部についてのご質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

まず、1点目の出産育児一時金の給付額の改定に伴う一般会計からの歳入についてのご質問でございますが、今回の給付額改定が国の制度改正に伴う措置であるということから、これまでどおり3分の2相当額につきましては交付税に算入され、一般会計から繰り入れとなるものと考えております。

続きまして、2点目の産科医療補償制度についての情報提供のご質問ですが、国民健康保険の出産育児一時金の給付改定につきましては、今後、広報等を通じまして周知してまいりたいと考えております。

次に、3点目の産科医療補償制度の補償対象の拡大ということや、4点目の補償制度を国が財政負担する独自制度にすべきとのご意見でございますが、この医療補償制度がこれまで国において審議され、決定されました。これから制度が開始されるということですので、現時点では、今ご質問いただいているような内容についてはまだ述べるような状況ではないと考えておりますので、ご理解を賜りたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（河野 司君） 野並享子君。

○2番（野並享子君） 第1点目の、交付税措置される分の一般会計からの繰り入れ、これは当然だと思うのです、国から手当てされるのですから。次に聞いている国保負担分の1万円に関して、これが一般会計から出されないとするならば、それは国保会計の中ですから、国保税に影響してくる。そんなに大した出産ではないのですけれどもね。年間59人の予定で、今現在は半分ぐらいということですから、少子化の中で落ちているとはいうものの、そこの一般会計からの国保分の分を出されるのかどうかという答弁が漏れていたと思えますが、お答え願います。

2点目の広報で周知という、それだけではなく、母子手帳を交付したときに近隣のそういった医療機関を知らせていくというふうな、そういう前段の部分も必要ではないか。一番最初に妊娠かなと思ったときに行かれるときに、そういう病院をきちっと掌握をしておかなければなりませんので、それこそ妊婦健診の事前、母子手帳をもらう手前というのか、保健センターに行っておられる間に、やはりそういう情報提供が必要だと思いますが、1月から実施ということですので、ご答弁をお願いします。

それと3点目、4点目、これからの開始ということですが、懸念される部分というのか、こういうふうにしておけばいいなと思うことを行政として感じておられると思うのです。今までなかった部分ができるということですから、脳性麻痺になった方々に対しての手当ではこれでできると思いますが、それ以外でも分娩によって障がいとなった方々が生まれてくるのではないか。そういう意味で一律3万円上乗せされるのですから、限定をせずにそういった部分を広げていく必要があるかと思うのです。今までこんな形で出産後の障がいが出たというのを、行政としては掌握はされているのでしょうか。

以上です。

○議長（河野 司君） 市民健康福祉部長。

○市民健康福祉部長（新庄敏雅君） それでは、野並議員の再質問にお答えをさせていただきます。

今おっしゃっていただきましたように、特に産科の分娩にあたりまして、まあ言えば、脳性麻痺の子どもたちへの医療を含めて、また家庭の生活設計というのですか、経済補償を含めての論議が2年ほど前からされたということで、まずは近々の課題としてこの問題について、いわば安心・安全の医療を提供しよう、またこのような医療事故というのか、このようなことがないように、まずは脳性麻痺について研究して、再発防止、また、多くの方に周知しようということでスタートしたということです。

先ほども申し上げましたように、一般会計からの繰り入れ、国保の私どもの立場としてはこれまでどおりルール分として3分の2、3分の1というような形で運営をしてまいりたいということしか、一般会計から必ず繰り入れるというようなことにつきましては、申し上げることはないのですが、まだ国においても、この1月からスタートする財源についても、おおむね交付税、今年度分についてはということのみが示されておるということで、21年度までが実は明らかになっていないということでございますので、ご理解を賜りたいと考えます。

また、この制度につきましては、当然市民の方への周知というのは大事ですし、医療機関におきましても、これまでどおり医師の説明と、いわば患者の納得という中で進められるものと考えておりますけれども、おっしゃるように母子健康手帳交付時におきましても、周知というのか、こういうような制度があるということも進めてまいりたいと考えております。

そして、分娩以外の障がいの云々ということになるのですが、現在私どもの知る範囲の中ではそれ以上の細かな、最近、いわば未熟児というのですか、1,000グラム前後で生まれてくる子どもたちが多いいいことで、その救急医療搬送というものが少し課題になっておるといことですけれども、補償制度につきましてはまだまだ十分認知できていないところですので、少し新たなものの課題というのについては、少しお答え申し上げるまでには至っておりませんので、ご理解を賜りたいと思います。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（河野 司君） 野並享子君。

○2番（野並享子君） せっかく1月から実施される制度ですので、行政としてこの3点目のさまざまな障がいの部分を、今現時点でもそういった調査をしようと思えば、私は可能だと思うのです。どういう時点で障がいになったのか、未熟児でずっとその中に入っていることによって障がいが起こっているというのは、新聞・テレビ等でも出されていますので、それが脳性麻痺だけに限るといことではなく、いろんな部分の障がいにまで拡大をしていかなければならないという、そういうことを出すためには、行政がどのような障がいが起こっているかという、まずその実態調査が必要だと思いますので、そういうところも担当として調査をしていっていただきたい。

それと、このもうけの対象になるって、ざっと計算して野洲で大体年間450人ぐらいの子どもが生まれているということなのですよ。それに3万円を掛けたら、1,350万円になるのです。全国で100万人ぐらいの子どもが生まれているとしたら、300億円なのです。結構大きな私はもうけの対象になる。そういう中で、20年分割で2,400万円の合計3,000万円の補償ということですから、そんなに確率的に障がい児が生まれてくるというわけではないのでね、こういった部分も含めていくと、もっともっと納めた3万円が皆さんに返るような状況をつくっていかなくてはならない。大体こういうのをもうけの対象ではなくて、収支とんとんというのが基本だと思うのですけれども、そういう意味で行政から発信をしていってもらわなければならないというふうに思いますの

で、このご答弁もお願いいたします。

○議長（河野 司君） 市民健康福祉部長。

○市民健康福祉部長（新庄敏雅君） それでは、野並議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

今おっしゃいますように、さまざまな障がいの部分についても、実態調査というのはなかなか難しい、現時点では。ただ、母子保健というのか、母子健康手帳を踏まえた妊婦さんへの健康教育、マタニティサロン等いろいろ取り組みをさせていただきまして、できるだけ安全に安心して産んでいただけるような形で、私どもも妊婦さんとともに健康づくりというのか、そういう部分も取り組みを合わせてしておりますので、その中でいろいろな情報については提供しながら、安心して産んでいただける、また健康な子どもたちを産んでいただけるような呼びかけというのか、してまいりたいと考えております。

そうしまして、今おっしゃいましたように、450人なり500人が市内の子どもたち生まれるということで、今、県下の病院・診療所のすべてが、この医療補償制度に12月2日の現在で加入をいただいているということですので、すべての病院で生まれる方については、この補償制度の対象になるのだろうと考えておりますし、今おっしゃいましたように全国で100万人ということで、300億円の掛金が要ることになりますけれども、今想定されておりますのが、大体この100万人に対して脳性麻痺の起こるのが、大体500から800人程度だというようなことがイメージされておまして、800人でいきますと、240億円。残りの60億円が今後の調査・研究、再発防止等啓発も含めて使われるということになると思いますけれども、今回、3万円の増額というのが上限3万円ということですので、今後この実施状況に合わせまして、この保険料の3万円も少し動くのかなということも考えておりますので、その部分については今後、国の示す部分でありますので、その辺はまた保険者としても国の動きも注視してまいりたいと考えております。

以上お答えとさせていただきます。

○議長（河野 司君） 次に、第3番、小菅六雄君。

○3番（小菅六雄君） それでは、議第86号について質疑をいたします。

本議案は市道の占用料を改正しようとするものであります。提案説明では、現行の占用料は平成8年度に定めたものであり、今日の地価の下落の中で国が単価を引き下げられ、同時に本市も同様に引き下げるというものであります。そして、引き下げの額は条例改正

案の別表のとおりであります。今回の改正によりまして、年間の占用料、本市の合計は約2,600万円が1,600万円となり、これから見ますと、約38%全体で引き下げ率であります。このように今回の改正は大幅な引き下げであります。適正なものかどうかという点であります。

そこでお聞きしますが、1点目に、この道路占用料は本市独自の自主財源でありまして、国が単価を改正したからといって、これに従う義務規定もなく、拘束されるものでもありません。それだけでなく、昨今、本市財政が大変な中、引き下げるのが妥当なのかどうか考えるべきものであります。にもかかわらず、今回引き下げを行う根拠、理由につきまして、改めてお聞きいたします。

2点目に、1点目に関連しますが、占用料は年間約2,600万円です。そのうち関西電力が約700万円、NTTが1,000万円、それで大阪ガスが約500万円といわれています。この3社で約2,200万円です。2,600万円の約80%、81%を占めています。すなわち、今回の引き下げで大きな恩恵を受けるのがこれらの企業でありまして、大手大企業であります。私は地価下落があるとはいえ、これらの企業は十分な体力があり、また、地方自治体における社会的責任を果たす企業であるだけに、引き下げは適当でないと考えます。必要な自主財源であるだけに、必要な占用料は引き続き徴収すべきと考えていますが、見解をお聞きします。

同時に、今回の改正にあたりまして、これらの企業から引き下げを求める要望があったのかも、あわせてお聞きいたします。

3点目に、その関係で、先に言いましたように、国の単価改正があったからといって、安易に本市占用料を一律的にそのまま改正するのではなく、個々の占用物件ごとに十分に適正な占用料を検討すべきだったと考えます。今、深刻な経営悪化のもと、市内の中小零細企業、商業者の経営は大変であります。ですから、このような企業、商業者を支援する立場から、例えば占用料別表にもありますが、商店の看板、標識あるいは横断幕及びアーチ等、また商品置き場などの占用料を引き下げることであります。もちろん、これらの物件は今回の改正案でも引き下げられていますが、全国的には昨今、地元商工業者支援の立場から一定面積以下の場合、減額や免除を行っている自治体もあります。このような意味からも、本占用料条例をもっと市民の暮らしと、本市中小零細商工業者経営支援の立場から、本市の実態に合った適したものにすることが必要であったとも考えますが、この点、どのように今回の改正で考えられたのかをお聞きしたいと思います。



以上です。

○議長（河野 司君） 都市建設部長。

○都市建設部長（堤 文男君） それでは、ただいま小菅議員の野洲市道路占用条例の一部を改正する条例についてのご質問にお答えをさせていただきます。

ご質問の1点目、引き下げの根拠と理由についてでございますけれども、現在、本市の道路占用料は、国の基準に準じて徴収をいたしております。国道における占用料は平成20年4月に改正され、既に引き下げられているところでございます。国では平成8年4月に改正されて以降、見直しが行われないうまま現在に至っておりますことから、現行占用料の基礎となる地価水準が約5割に下落していることを主な要因として、改正をされました。本市の地価公示につきましても、基準となっている平成6年時と平成20年を比較しますと、例えば駅前の商業系では1平方メートルあたり約70%、また、小篠原の住居系では約30%の下落となっております。このように全国的な地価の下落は、本市におきましてもほぼ同様の状況であると言えます。このようなことから、国に準じて改正をしようとするものでございます。既に県下でも平成20年の4月から彦根市あるいは東近江市、またほか3町が国の改正に伴い、既に占用料を改正されておられます。また、滋賀県も本市と同様に、平成21年の4月からの占用料の改正を検討されております。

次に、2点目の占用料の徴収及び企業の要望についてのご質問でございますけれども、当該占用者は社会生活に不可欠なライフラインを担っている企業でございます。今回の占用料により、適正な利用料金の設定につながるものではないかと考えております。また、要望書の関係でございますけれども、西日本電信電話株式会社、関西電力株式会社及び大阪ガス株式会社の企業の方から、占用者の方から平成20年9月12日付で道路占用料の改正に係る要望が出ております。

また、次3点目の個々の占用料につきましては、今回の改正により、看板・標識等の占用料も大きく下がっておりますので、これ以上の対応については現在のところ考えておりません。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（河野 司君） 小菅六雄君。

○3番（小菅六雄君） いろいろ今回の改正の根拠を言われましたが、結局、国の基準単価改正ですね。それで、周辺の自治体も引き下げを提案されているらしいですが、いわゆる横並びですよ、いろいろ多少説明されましたが。それで、先ほど言いましたように自

治体独自の条例ですのでね、これは。さっき言いましたように自主財源でありますし、基本的には国の単価改正に伴う本市条例改正に従う義務もないものでありまして、そういう立場から一番初めにお聞きしたわけですが、例えば、守山市の条例改正の中身を見たのですけれども、当然、単価はさっき言いましたように野洲市も守山市も全く一緒に、今回の引き下げ案も全く一緒にの額ですね。だから、私が言いたいのはそういうことではなく、本市独自のもっと自主的な立場で、ふさわしい額が、決定が、検討が必要であったのではなかったかということですよ。

例えば大津市を見ますと、多分国の単価をそのまま従うのではなく、独自に大津市として検討されていると思うのですね。ちょっと見ましたら、本市の場合、電柱ですね。例えば関西電力の電柱、これ1種・2種・3種というのがあるみたいですが、多くの場合は2種が多いと聞いていますが、その単価が現在は1,600円ですか、これが今回970円に改正案ですね。大津市の場合は2,480円ですね。だから、独自で国の単価をそれに従うのではなく、独自に検討されて、それなりにふさわしい金額を決められる。だから今回、同じ関西電力の電柱で大津市では2,480円がそのまま踏襲されて、本市の場合は970円になるというのは、やはりどうもおかしい感じがするのですよね。ここよりか大津市はまちかどうか知らないですが。

そういう意味から、もっと本市独自に必要な、適正な額を、国が変わったからといってそのまま安易に決めるのじゃなくて、もっと独自で検討されたらどうかということ、この大津市と野洲市の考え方の違いわかれば、ちょっと教えてほしいと思います。それ、1点目です。

それと2点目ですが、再三言っていますように、やはりもっと市の実態、実情に合わせた内容が必要ではないかと。さっき言いましたように、昨今、景気がこれだけ悪化して悪いときに、こういう条例の面からももっと支援的な要素が組み入れられないか。全国的すべてを調べたわけではないのですが、例えば東京は23区全部であるわけなのですが、例えば看板類ですね、商業者が宣伝のためにされる看板類、これを減額とか免除を実施している区は23区のうち17区あるのですよね。杉並区では基本的に、地元商業者支援のため免除されたりもしています。それと、東京都の道路については2平米以下は全額、そして3平米から5平米は、その2平米分も引いた額を免除したりしているのですよね。だから言いたいのは、行政としてこういう占用料でももっと昨今の経済状況から含めて、市民や商業者を支援する立場から、こういう面でももっと今回改正で検討すべきであ

ったのではないかと思ったりするのですね。先ほど今回その面でも引き下げはされていると言われましたが、しかし、全体としては他の自治体と横並びの同一の引き下げ、同じ引き下げですので、その辺について検討すべきではなかったかなと思うのですけれども、もう一度お聞きしたいと思います。

○議長（河野 司君） 都市建設部長。

○都市建設部長（堤 文男君） それでは、小菅議員の再質問、まず1点目、大津市と野洲市の違いということでご質問がございましたけれども、確かに我々もお聞きしたところ、大津市さんは独自の方法で徴収をされておるということで、今回、改正は考えていないということでお聞きをいたしております。この改正につきましては、当然国に我々準じて行っておりますけれども、甲、乙、丙、多少地区によって50万人以上の都市とかいろいろな形で分かれております。それで前回勉強会の中でも一度大津市さんのほうは勉強させていただきますというふうなことでお話しをさせていただいたのですけれども、ちょっと勉強のほうが遅れておりますので、今しばらく我々としても勉強はしていきたいと、こういうふうに思っております。

それと、看板類でございますけれども、看板類につきましては敷地内での屋外広告物やそういったものについては出ておりますけれども、特に道路上の占用物件については、ほとんどないというのが現実でございます。特に、アーケード等も野洲市の場合にはございませんし、そういったことで我々としては、条例の中には減免措置という言葉はございますけれども、その辺は明確な形でどういった形の場合には減免をするかというふうなことまでは載っておりませんが、今の何度も申し上げますけれども、現状の形で国に準じて改正をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（河野 司君） 小菅六雄君。

○3番（小菅六雄君） 今、部長が言われましたように、本市の条例にも減免規定があるわけですが、その減免の中身たるものを、何が減免なのかははっきりわかるようではないのですけれども、今私が言ったような商業者、企業支援の立場からの減免規定ではないと思うのですよね、多分ですよ。だから、今言いましたように、大津市は独自の方法で独自の単価を決めておられると。それが2,480円ですよ、電柱で。大津市は1種・2種・3種に分けているのではなくて、たしか1本ですね。それで、さっき言いましたように、野洲市の場合は今回改正されたら970円。これだけの差が出て自主財源の差

が出てくる、徴収の差が出てくるというのは、やっぱりおかしいと思いますのでね、先ほど、最後確認しておきますが、今後勉強していくと言われましたが、例えば大津市のように自主的なものを根拠と単価ですね、そういう方向を含めて考えていかれるのか、勉強というのはですね。そこら辺、私はそうするべきだと思うのですが、見解をお聞きしておきたいと思います。

○議長（河野 司君） 部長。

○都市建設部長（堤 文男君） 再々質問にお答えをさせていただきます。

道路占用については、当然近隣も含めて、ある一定のやはり関連といいますか、その地域を越えればすぐ変わるといふものもいかなものかと思っておりますし、勉強という意味については、我々先ほども申し上げましたようにさせていただきたいと。ただ、それをつなげていくかいかないかは、当然勉強の中でまた考えさせていただくということでお願いしたいと思います。

○議長（河野 司君） 次に、議第87号から議第95号までの各議案に対する質疑を行います。

議案質疑通告書が提出されておりますのでこれを許します。

第2番、野並享子君。

○2番（野並享子君） 議第89号平成20年度野洲市後期高齢者医療特別会計補正予算について質問いたします。

後期高齢者医療保険制度は多くの問題を抱えており、制度がスタートする前からさまざまな変更が行われ、制度がスタートしてからも変更が行われました。扶養家族だった方は保険料の徴収を延期することや、減額することや、配偶者の減免や低所得者の負担軽減のため9割減免を導入することなど、保険料に関しての変更と徴収に関して、年金天引きか納付書による徴収かを選べるようにしたことなどであります。これらの変更は国民の怒りに対応せざるを得なくなったものであります。基本的には75歳以上の方を別建ての保険制度にすることに大きな怒りがあり、後期高齢者保険制度は廃止以外にないと考えます。今回の補正で明らかになった内容が、途中からの国の軽減変更により、3,200万円の減額です。さらに、年金天引きの特別徴収から納付書による普通徴収に変更されたことにより、普通徴収が4,600万円の増額で9,170万円になることでもあります。これらのことを見て、以下の点を質問をいたします。

①現時点で、普通徴収の方で滞納されている方は何人おられますか。また、今回、普通

徴収に変更された方は何人おられ、全体で普通徴収そのものは何人になるのでしょうか。

②この制度は、法律的に資格証明書の発行が可能になっています。制度導入される山崎市長のときに、資格証明書の発行はすべきでないと申し上げました。そのとき市長は、一律的な発行でなく、事情をよく聞いてと答弁されましたが、山崎市長の見解をお尋ねいたします。

○議長（河野 司君） 市民健康福祉部長。

○市民健康福祉部長（新庄敏雅君） それでは、野並議員の後期高齢の補正予算についてのご質問にお答えを申し上げます。

1点目の、後期高齢者医療制度の普通徴収での滞納者と被保険者数についてお答えを申し上げます。後期高齢者医療保険普通徴収で10月末納期までの滞納状況は、被保険者数で50名、滞納額で71万7,873円でございます。

また、今回の補正で普通徴収に変更された方の人数というご質問でございますが、当初予算時には、滋賀県の後期高齢者医療広域連合での試算をもとに、野洲市の保険料総額を介護保険の特徴、普徴の割合を参考に予算を当初計上したものでございます。今回、新たな軽減措置などにより予算を調整したものでございますので、補正に対する人数については申し上げることができないものでございますが、なお、10月末の被保険者数につきましては4,580人で、うち普通徴収対象者が1,174人でございますが、なお、7月からこの10月までに普通徴収としましては約500名の方がふえているということでございます。

2点目の資格証明書の発行についてでございますが、長寿医療制度の安定的な運営と保険料負担の公平性を保つためには、資格証明書の交付は必要であると考えておりますが、機械的に一律に交付することのないように、滞納状況だけでなく生活実態について十分把握をし、福祉的な視点も踏まえまして進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（河野 司君） 野並享子君。

○2番（野並享子君） 部長の答弁がすべてということですがけれども、生活実態に合ったということと、すべてに交付するというのでは全然違いますよね。すべてに交付することになると、いろいろ事情がある中でも無条件に交付をしていくということだと思います。この生活実態に合ったというのは、どういうふうな形で、今現在でも50の方が滞納されているということですから、実態調査の状況はどういうふうに、そしたら調査を

されるのでしょうか。国保の滞納の場合は、納付相談に応じない、要は来庁されないからという形で発行されていますね。この状況でいくなれば、どういうふうな形で、本当に自宅まで行ってその事情を聞いてされるのか。普通徴収の基準というのが、年金が1万5,000円以下、または年金だけではなく他の収入もあってという方ですよ。年金が月1万5,000円以下という方々で、自分で年金を管理しておられるのではなくて、家族がそれを手中におさめておられるようなおうちだと、その家族と話をしないといけませんでしょう。どういうふうな形でされるのか。

今、子どもの保険証を厚労省も一律的に全部出せと言って、なりましたよね、ついこの間。私、後期高齢者から保険証を取り上げるというのはとんでもないと思うのです。老健法的时候には、高齢者からの保険証を取り上げるというのは法律的になかったのです、老健法では。だから、保険証はすべて交付されていました、老人保険証というのが。それで全部医療を受けることができたのです。これが後期高齢者医療保険制度では、資格証明書の発行というのが法律の中に入りましたから、こういうことが問題として起こってきている。今、生活実態に合ったということをおっしゃいましたので、もともと今の国保の滞納の方で、無保険になっているという状況が野洲市の中でもあるのですから、こういうことが起こり得る可能性が出てきますので、いま一度私は、これは来年3月で1年間という形になりますから、そうすると、たちまち4月から保険証があるのかないのかということが大きな問題になると思いますので、お尋ねをしているわけです。一律的に本当に全部の方に発行するというをおっしゃらない限り、これは大変な問題になると思いますが。

○議長（河野 司君） 市民健康福祉部長。

○市民健康福祉部長（新庄敏雅君） それでは、野並議員の再質問の資格証明書の発行についてお答えをさせていただきたいと思います。

今、普通徴収につきましては7月からスタートして、4カ月の状況になります、今回の納付の中でいきますと。その中で実際のところは50名近くの方が滞納ということでデータ上上がってきている状況なのですけれども、詳細な内容については、実際のところまだ制度改正等がありまして進んでおらないのですが、先ほどおっしゃっていただきましたように、基本的には自宅へ訪問させていただく、または電話等でいろんなご相談を申し上げるということで、納付できない事情について個々に把握をしてまいりたいと考えておりますし、今回50名近くの方の中には、ご本人さんというよりは、介護というか、おうちの方の世帯の方の管理いただく部分が十分でないというか、ある意味では介護者というのか

家族の方にお出会いして、お話をさせていただくということも多く出てきそうなので、その分につきましては、少しそういう形で細かく対応してまいりたいと考えております。

来年からの資格証明書ということですが、一応早い段階で私どもが、広域連合が決定権になるのですけれども、聞いておるところでは、当初では22年の5月以降というようなスケジュールで、資格証明書を発行するというようなスケジュールを組んでいます。現在、具体的に資格証明書を発行するための、広域連合での最終の審査機構というのが判断をするというような方向付けにはなっているようではございますけれども、そして、市町村からどのような、いわば実態を踏まえてそれを上げるための添付書類というのか、付記する資料というのですかね、このものを出すというような一応おおむねそのような方向に進みつつあるのですが、まだそのシステム等も決定ができていないということで、現時点ではこれからいまだ少し調整をされて、次年度にかけて少しその内容が具体的に進んでいくものと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（河野 司君） 野並享子君。

○2番（野並享子君） この後期高齢者医療保険制度、滋賀県全体の保険制度ですので、そこに参加をされる市長、どういうふうな立場でその場で発言をされるのか、お答えをお願いいたします。

○議長（河野 司君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 野並議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

先ほどから部長が答弁いたしましたように、基本的に保険で運用されているものですから、やはり保険として成立するということからすると、資格証明書の発行は制度的にはやむを得ないと考えております。ただ、被保険者の立場に立ちますと、さまざまな社会状況、困窮状況の中で保険料が払えない、それで医療が受けられないということは、これはやはり問題ですので、先ほど申しましたように一律にやるようなものではなくて、生活実態に応じて対応するということですので、まあ、保険の中でどこまで吸収できるかどうか、これは制度的な問題ですから、できるだけ資格証明書の発行が実態にそぐわない形で発行されないように、制度について提案あるいは要求をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（河野 司君） 以上で、通告による議案質疑は終結いたしました。

これより議案質疑に対する関連質疑を許します。関連質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(河野 司君) ないようですので、これをもって関連質疑を終結いたします。

次に、ただいま議題となっております議第81号から議第95号までの各議案は、会議規則第39条第1項の規定により議案付託表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に審査を付託いたします。

(日程第4)

○議長(河野 司君) 日程第4、請願第5号「汚染米」の食用への転用事件の全容解明と徹底回収、外米(ミニマムアクセス米)の輸入中止を求める請願書を議題といたします。

ただいま議題となっております請願第5号は、会議規則第92条第1項の規定に基づき、請願文書表のとおり環境経済建設常任委員会に審査を付託いたします。

(日程第5)

○議長(河野 司君) 日程第5、これより一般質問を行います。

一般質問通告書が提出されております。順次質問を許します。その順位は一般質問一覧表のとおりであります。質問にあたりましては簡単明瞭にされるよう希望いたします。

それでは、通告第1号、第7番、西本俊吉君。

○7番(西本俊吉君) 7番、西本俊吉でございます。ただいま議長のお許しを得ましたので、ただいまから質問をさせていただこうと思います。

それに先立ちまして、一言発言をお許しいただき、先の市長選挙におきまして見事当選の栄を勝ち取られました山仲善彰新市長に対しまして、市民の立場からお祝いを申し上げますとともに、持ち前の見識を十分にご發揮いただき、活力ある市の発展に向かって市政執行に当たられることを心より期待するものでございます。

それでは、ただいまから質問に入らせていただきます。通告書に記載しておりますが、私は今回、この野洲市の大きな基盤産業であります農業問題についてお尋ねしたいと思っております。もともとこの野洲市は、過去から農業を中心として栄えてまいりました。その農業政策が、いろいろな状況の中から非常に問題の多い状況といえますか、厳しい状況に置かれております。他の産業においてもいろいろな紆余曲折がありますけれども、国の基幹産業であり、また我々のこの地域におきましても主要産業であるこの農業問題については、やはり行政として避けて通れないというのですか、それなりのウエートを大きく占める行政施策の展開が求められるところでもあります。今日まで国の方針に基づき行政として取り組んでこられた実績は一定認めますけれども、今日の状況から、もっと本当に生産者が意



欲を持って、そして働く喜びを感じられるような農業政策が何とか構築できないのか、そんな思いを私は持っております。私自身は消費世帯でありまして、やはりそこに生活する者の一員としまして、地域の活力を出していきたいなという思いから発言してまいります。

質問の細目に入っていきますけれども、国の制度とその制度の活用についてであります。国はいろいろな農業政策に対する手だてとなるような、国策的な制度そのものを展開してきておりますけれども、私は率直に申し上げて、諸般の制度そのものが生産者にダイレクトにある程度生かされているのかどうか、今日までいろいろな補助政策とか、またはいわゆる農政に対する協力、いろいろなものを求めておられますけれども、私の過去の知識の範囲内におきまして、いわゆる大型多数のみが農業政策の決め手であるかのようにされて、兼業農家とかそれから認定農業に類する方々に対する政策が非常に弱いのではないかなど。そういう意味からしますと、やはり先日も出ておりました本市の農業アンケートを見ましても、若い方々が家業としての農業をしていくのには相当問題がある。そういう意味から国の出されている施策の中で、もっとこの地域に生かせるそういうような施策があるのではないかなどと思います。申し上げましたように、過去にせつかくの制度がありながら、野洲市になった途端、その制度が打ち切られてというような経過も存じております。そういうところから、やはり野洲市の農業を力強くするためには、国の農業政策をフルに受けて、そして活力を求めていく、そういうことが大事じゃないかなどと思います。そういう意味での観点からの質問をしております。

市の予算全体を見ましても、非常に行政予算が少ないから必ずしも農業政策が弱いというような評価をしたくないのですけれども、全体規模からしますと、農業政策に関する一般予算会計上に組まれている予算というのは非常に少ないと思います。もっと、例えば工業立地促進やいろいろそういうこともありますし、それから工業振興資金やそういうものに含まれている予算枠から見ましても、非常に微々たるものの感じがいたします。その辺でもっと、あわせて市の農政に対する予算そのものも、今後重点的に配分されるべきではないかという思いでおります。

それから次に、労働力の問題ですけれども、農業後継者やいろいろ担い手の育成についてはそれなりの努力をされているようではございますけれども、実際のところ、60歳以上の方が約6割ぐらいが従事されていて、40代の方ですと3割台、農家といわれる中でもそのような現状で高齢化が進んでおります。そういう意味におきまして、いわゆる農業をやろうと

する、そういう意欲のわくような施策という意味で、ただもう定年退職後何とか農業やったらいい、それで食っていったらいいというような感覚が、もう実際そういう底辺がなかなか崩れておりまして、いわば農業に対する意欲が衰退しているのではないかと思います。そういう意味での農業従事者の育成、そういうものについてどうのように考えておられるのか、お聞きしたい。

特に認定農業につきまして、一言ちょっと詳しくご回答も賜りたいのですが、認定農業者は一定規模の耕作が今確保できないと認定されない。当然のことだと思うのですが、中には水田でなく畑作を中心としていろいろ展開されている農業者の中に、もうちょっとだけというような状態の中で認定を受けられないという立場の農業従事者もおられます。そういう意味におきまして、そういうところに対しての手だてとして、何かそういう特段の配慮ができないか、そういうものも一度ご検討していただきたいなという思いを持っております。

それから次に、この地産地消という問題ですけれども、新鮮で安心・安全のできる農産物をこの地域での消費と結びつける、このことはやはり流通コストの省略とかいろいろな面からも大いに歓迎されるべきものであらうと思います。私もいつもやはり地産物をなるべく買おうという努力をしているのですが、そういう意味におきまして、市長も地産地消という面については政策的にも大きく考えていこうという前向きなアピールをされておりましたので、これからそういう地産地消の促進というものについてどのようにお考え、具体的にもう少しお答えがいただけるようでしたら、市の具体的な計画を示していただきたい。

それから、広い範囲にわたっておりますけれども、農地の荒廃というものが非常に目に余るような状態が来ております。耕作放棄田、または耕作放棄畑というのですか、そういうようなところでの対策なのですから、先日もある方にお出会いしましたら、いわゆる農業委員会の方が自らその実態を調査に回られているというようなありさまです。それで、そういう意味で、その調査等の結果も知りたいという思いもありますし、それから私が特に感じておりますのは、余り地域を限定した発言は控えたいのですが、市立図書館の付近のあの辺の一带の荒れようというのは、JRびわ湖線または新幹線の間挟まれている地域、車窓からも非常に目に付くような状態です。この時期ですと、全体がやっぱり枯れた状態ですから目立ちませんが、セイタカアワダチソウやそういうものがどんどん茂って、何かやはり原野に帰っているなというような感じがどうしても否めませ

ん。また、野洲川改修に伴いまして、新たに畑地として提供されております野洲川北流の河川敷の畑、これらについても非常に放棄された農地としての状態があります。この辺につきまして、何とか、まずはやっぱりこういうものを放棄されることを抑制しながら、耕作面積を増やしていくということが大事じゃないかなと思うのですけれども、この辺についての見解を伺いたいと思います。私も非農家の人間でありますので、余り専門用語とか用いてやることはなかなかできませんけれども、とにかく、この地域農業を何とかやはりよい方向に向けていただきたいという思いから、発言させていただいております。

第2点目について伺います。市道改修工事なのですけれども、野洲駅の北口から市三宅に至る幹線道路、路線名は市道北口線となっておりますが、この道路についての改修について伺いたいと思います。私が過去一般質問におきまして一度尋ねて、野洲川右岸道路とあわせて将来的にバリアフリー化をしていくというお話がございました。でも、その野洲川右岸道路が野洲北口線とのジョイントがうまくいくかいかないかという、そういう問題もありますし、とりあえずは現在市民が利用している部分、この北口線の現状のところを早く滑らかな通りやすい道に改修してほしいということを、2年ほど前にこの一般質問で展開しているのですけれども、その工事の進捗状況ですね、今計画がどのようになっているのか、その辺をお伺いして、私の質問とします。

以上です。

○議長（河野 司君） 環境経済部政策監。

○環境経済部政策監（土肥義博君） 皆様、おはようございます。それでは、西本議員の1点目の活力ある農業政策の展開についてのご質問にお答えを申し上げます。

まず、たしか5点ぐらいあったかと承知しております。1点目の助成制度ですとか融資制度の活用の問題というふうに、国の融資制度の活用の問題と認識しますが、20年度で担い手経営展開リース事業、少し平たく申し上げますと、いわゆる担い手の方に貸し付けを行うとかこういう助成措置ですね。これは認定農業者に対して7名の認定農業者の方々にご活用をいただいているわけでございます。それからあと、スーパーL資金というものがございます。これは農業経営の改善に必要な、長期で低利の資金を借り受けることができる制度でございますけれども、そういう貸し付けによる利子補給というのを11名の認定農業者に行っているというところでございます。それからあと、19年度におきましては強い農業づくり交付金の活用、これはいわゆる集落営農で、集落営農組織が行われる機械や施設の整備に対して助成が受けられる制度ですけれども、そういった制度を五之里営

農組合ですとかあるいは前田営農組合、こういうところで受けていただいているというところがございます。

あと、議員ご指摘のとおり、市の農業予算、これ国の予算もそうなのですが、減少傾向ではあるわけですが、来年度の市の予算編成方針におきましては、農業振興施策を重点事業の1つと位置付けております。したがって、きめ細かい対応を進めてまいりたいと考えてございます。

あと2点目の、認定農業者ですとかあるいは集落営農組織の現状やその辺についてのお尋ねでございますが、今、認定農業者は103名おられます。集落営農組織につきましては24組織でございます。これにつきましては、ちょうど平成19年度に水田経営所得安定対策、昔は違う名前で平成20年からこの名前が変わったわけですが、それが始まりました19年度の前年ぐらいから急激に増加をしておるところでございます。先ほどいわゆる小規模な兼業農家の話もございましたけれども、結局、要は担い手とかになると4ヘクタールとかそういうようになってしまうわけなのですが、それを救う手だてという形で、集落営農組織というような形で集落でまとまってやっていただくことで、そういう方も救える形になっているということもちょっとご理解いただければ幸いです。

あともう一つは、認定農業者、これはたしか平成19年はそういうのはなかったのですが、いろいろ国政選挙の結果やそんなのも踏まえて、市町村特認にしたかどうかというような話になって、平成20年からご指摘のとおり特認制度というのがあるわけがございます。ただ、こちらの方は私ども本市としては、集落営農組織の基盤がまだ軟弱な状況でございます。したがって、逆にそれを入れることがまたこう、何か集落営農組織自体をまた弱体化させる懸念があるのではないかというような認識に立った上で、今は本市としては特認制度は採用しないという方針でございます。

あと、4点目の地産地消の促進計画のお尋ねでございます。こちらにつきましては農商工連携、これは今年から農商工連携法も施行されております。そういった仕組みも活用しながら、できるだけ今年度末までにはその関係者の意向、生産者ですとか消費者ですとか、あるいはそれをつなぐような団体やそういった方の意向を聴取して、その上で市内の生産者と消費者をつなぐ仕組みづくりについて早急に検討をしてみたいと考えております。

あと、5点目の耕作放棄地の対策でございます。これにつきましては、先ほど議員からご指摘があったいわゆる図書館のあたり、それからあと先ほどの野洲川の旧北流の河川敷

のエリアですかね。それからあともう一つは、大篠原のエリアとか、この辺が中山間のエリア、大体市内でいうとその3つぐらいが、大きくいくとその3つぐらいが耕作放棄の代表的なエリアになるわけでございます。それは今年度、これは農水省の指示、全国的に指示がございまして、そういう耕作放棄地の調査を実施させていただいております。これは関係者のご意見もお聞きしながら、今年度中に耕作放棄の解消計画を策定しようというふうに考えております。平成23年までには、その計画を着実に実行するための措置を講じてまいりたいというふうに考えております。

以上答弁とさせていただきます。

○議長（河野 司君） 都市建設部長。

○都市建設部長（堤 文男君） 続きまして、2点目の西本議員のご質問にお答えをさせていただきます。

ご質問のあった野洲駅北口から市三宅に至る市道野洲駅北口線についてでございますけれども、これにつきましては駅周辺の都市再生整備計画の中で、まちづくり交付金事業として位置付けをしましてまいりたいと考えております。この現計画では、抜本的な対応につきましては、バリアフリー化を含め平成23年度が目標年度となっておりますけれども、他の路線もございまして、優先度を見極めた中で対応を考えてまいりたいと思っております。また、特に修繕が必要な部分につきましては、応急的な対応を考えてまいりたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（河野 司君） 西本俊吉君。

○7番（西本俊吉君） 質問項目にそれぞれお答えいただいたわけですがけれども、まず制度とかそれから予算につきましては、農業問題、重点的な課題として市として取り上げていくという一つの方向性が示されておりますので、その方向でぜひとも展開していただきたい。

それから後継者担い手についてですがけれども、確かに集団営農との関係もございましてけれども、現状を踏まえて、もっと若手がどんどん農業現場に進出されるためにも、確かにその集団営農という一つの形の中で何とか現状を維持というのですか、合理的にやられる、これも確かに一策なのですけれども、やはり私の知る若手の農業者については、本当に土まみれになりながらも何とか農業の展望を切り開こうと、それぞれ努力されているわけですね。それが本来のやっぱり農業政策だと思います。そういう意味におきまして、集団営

農とのいわゆる競合みたいな形の中での難しさというのはあるのはわかりますけれども、やっぱり育成する意味において認定農業者、そういうものをできるだけふやすという努力、そういう方向性をお願いしたいと思います。

それから3番目なのですけれども、特認制度、今申し上げましたように、農業といいますが、やっぱり園芸を中心とされている方もありますし、もちろん水田を、稲作を中心とされているいろいろな形態があるわけですね。だから、それぞれの作付けされているそれらに、ここだけがよければいいというのではなしに、もっとそれぞれのノウハウに応えられるような政策というのですか、そういうものが必要となってくるのではないかと思います。

私も簡単な調査ですけれども、先日、国の施策の変わり目、自給率のアップやそういうものを出されているのを見ております。過去に7割を超えるような自給率が、現在4割程度まで落ち込んでいると。国はそれに対して、それを5割に持っていきこうという一つの方針が出されております。50%のこういう、ちょっと私も調べたのですけれども、いいのですけれども、その生産するところに、ただ量的に自給率が上がっても農業者が潤わないような政策では、私はやはりどうしても無理があるのではないかと、計画倒れに終わる可能性もあるのではないかと。そういう意味では、価格補償とまでは言いませんけれども、やはりそういう特産品づくりなり、いわゆるサイド面からの力を入れながらも、何とか生産そのものも上がるようなシステムをこの地域としても考えていただく必要があるのではないかなと思います。

それから、地産地消の部門についてですけれども、市内には個人または1つのグループ程度のもので、いろいろ地産地消、直結されるマーケティング的なものがございます。前山崎市長は、道の駅でなしに町の駅計画という中でこういう部分を、地産地消を生かしていこうという一つの方針を出されました。それも諸般のいろいろなものの兼ね合いから、ちょっと立ち消え状態にあります。そういうところで私はやっぱり、この5万人の市民の中には、やはり毎日食料品を求める消費世帯が多いわけなのです。そこをダイレクトに結び付ける具体的な方法がないか。例えば、学校給食米を直接購入し、自分のところで精米して、子どもたちに安心なお米を自分のところで消費しよう、あの発想から来る展開をさらにこの市民生活の中に生かしていく方法を具体的に早急に検討されて、市民にもメリットを生んでいただきたい。そういうふうに考えております。

それから、放棄田につきましてですけれども、今、放棄田に対する解消計画等を策定中

で、来年度からそのものやっ払いこうということですが、私は放棄されることはそれなりの事情もあってやむを得ない部分もあるのかと思います。そういうところで、ただ、私が言いたいのは、原野化していつているようなところを少し何か公の力で、収益にはならないのは百も承知ですが、やはり景観上からもそこに花を咲かせるとか何かそういう方向に転換してでも、荒れ放題を防ぐ方法はないのかなと、そういう思いを持っております。そういうところで、本当にこの農業者の土にまみれながら、または厳しい自然環境に立ち向かいながら頑張っている農業者、何とか元気になってほしい。そういう思いから、今このような再質問的なものをさせていただいております。

それから第2点、道路の問題です。北口線ですが、この道路、私も先日この質問書を出すと同時に行って調査しております。この道路は新設されたのが昭和45年、日本IBMがこちらへ来る、あの時点から道路としての供用を開始されていると思うのですが、それ以来、非常に段差があったり、いろいろ下水工事もありました。そして、マンホール工事もありました。そういう中で完全にそのものが、アスファルト等の全面的になにというのはほとんどなされていないというのは、過去の市行政におられた方からも聞いておりますし、実際あそこをバス等で乗ってみますと、後ろにいと、どんどんと飛び上がらないといけないほど揺れるのですね。ハンドルを持ったら今度は、でこぼこを防ぐためにハンドルを普通は右左に多少は切るのですが、切っても同じ結果しか出てこないというぐらい荒れているのですね。先ほど部長がおっしゃられました、計画上は23年度になっているということですが、いわゆる国、県、いろいろな資金部門からのいわゆる補助、そういうものを受けるためには、一定の計画に立った上でないとという部分は理解できるのですが、あそこを毎日利用している市民にとりましては、非常に、よくこんな幹線をこんな状態でほうってあるなど、みんなあきれするような状態でお話しされるのですね。ぜひともやはり、そういう荒れたところがあればというのではなしに、実際荒れているのですから、もっとアスファルトなりそういうものを用いて、でこぼこを極力防ぐ。マンホールの手前、ぼんと上がるのではなしに、一定の勾配をもって、スピードさえ上げなければ、およそ飛び上がらなくてもいいような道路にもっていくことは可能だと思います。そういう意味におきまして、そういうところのいわゆる改修工事、そういうものも今後求めて、この問題につきましては計画性を持っておられますから、余り深く、それではだめだ、もっと早くしろと言いたいところがあっても言い切れない部分もありますので、そこのところ、ひとつまた再度しっかりと対応していただきたいという、これは

最後要望になりますけれども、お願いしておきたいと思います。

以上です。

○議長（河野 司君） 環境経済部政策監。

○環境経済部政策監（土肥義博君） それでは、西本議員の再質問にお答えをさせていただきます。再質問は私、4点あったかと承知しております。

1つは、先ほどの答弁で集落営農の話も申し上げたのですが、それはともかく、もうちょっと若手に魅力のあるようなことが何かできないかというようなご指摘だったかと思えます。確かに今、もちろん集落営農もそうですし、認定農業者の割合を見てもそうですけれども、これはアンケートの結果を皆さんご存知なので、もうご承知かと思えますけれども、やはり60以上の高齢者が6割近く占めていると。これが今の本市の現状であるわけです。もちろんその方々に長生きをしていただいて、農業をどんどん続けていただくのは我々の願いではありますが、当然そこはもちろん人間には寿命というものもございまして、若手の方が何とか魅力あるよというところを、農業は魅力あるよというところを見せていくような政策、それが非常に重要かというふうに考えております。

ですから、そういった点では、2点目のお尋ねとも若干重複するような話になるのですが、なかなか水田だけだったらもうからないなど。例えば、園芸とかに取り組んでちょっと付加価値を上げたいとか、そういうようなご相談とかは、これは随時農林水産課の方でもいろいろご相談があれば対応させていただいていますし、またさらに、もちろん農林水産課の中にはそういう営農の市の専門家というのはいりませんので、例えば農林水産課にお尋ねをいただければ、そういう専門家、こういう人がいますよとか、そういうご紹介のところになるかと。農林水産課ですべてが応えられるようなところにはならないかとは思いますが、そういうご紹介をさせていただくようなところについては、引き続きまたこれからも一層積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

あと、そういう点で価格補償の話とかいう話にはなりましたが、なかなか価格補償とかいうところの話になるとちょっと、まあ、もちろんそれぞれの今、国でやられている水田農業という形の所得を、いわゆる経営を安定させるというようなそういう施策で考えさせていただいてる中で、例えば生産調整をして麦・大豆を植えられて、本当にもし米をつくって行って、米がそれぐらいの今流通しているお値段で流通しているとした場合に、麦・大豆を植えたらちょっと収入が減りますよねという、そういう形の補填をやらせていただいているのがいわゆる水田経営所得安定対策と。そういった面で、価格補償というところ



るにはならないのでしようけれども、所得をいわゆる経営として安定させていただくと。そういう施策にはなっているというところをご理解をいただければと思います。

それからあと、先ほど特産品づくりのお話もあったかと思いますが。これについてはやはり、先ほど若い担い手が農業についていただくという点では、こういう特産品づくりやそういう何か光るものがないと、なかなかそういう方向には向いていただけない可能性もあるかと思いますが。ですから、そういった特産品づくりというのも、これは先ほどの当然まずは我々市内の中の生産者と消費者をつなぐ、その役割を果たしていく中で、まあいけば地産地消消化していく中で、さらにそこから光るものを今度は外に出していこうと。そういうような、二段構えというか、まずは地産地消の土台をきちっと固めて、さらにはそのワンステップ上の世界として、そういう特産品づくりという形で考えたいと思います。

あと、地産地消の関係でございますけれども、こちらについては今、何か町の駅構想やそういうお話もあったかと思いますが、今既存でいろいろ直売所がありますね。例えば、ドリームファームさんや駅前のところとか、あるいは農協さんのJAさんのところの直売所とかいろいろあるかと思いますが。逆に言うと、そういう既存の施設をうまくこう、できれば有機的につなげるような仕組み、それが私は先ほどイメージさせていただいている生産者と消費者をつなげる、例えば生産者と消費者の間にあるそういう直売所という、そこをうまくネットワークでつなげるとか、そういったようなところもイメージしながら仕組みづくりに努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（河野 司君） 都市建設部長。

○都市建設部長（堤 文男君） 済みません。先ほど西本議員の当初の回答で私、市道の野洲駅北口線と申しあげましたけれども、市道北口線でございますので、おわびして訂正を申し上げます。

それと、先ほど要望でとどめておきますということでお話あったのですが、我々マンホールの部分も承知しておりますので、できるだけ早い時期にその部分についてはまた修繕補修してまいりたいと思いますので、よろしくお願ひします。

以上でございます。

○議長（河野 司君） 西本俊吉君。

○7番（西本俊吉君） 政策監から事細かに一応お答えをいただいております。あえてとは言いません、とにかくやはり元気な農業政策、そういうものを展開するために、行政一

丸となって改めてお取り組みいただくことをひとつ願って、この問題についての私からの質問を終わりたいと思います。建設部長の方からも改めてバッティングというのですか、補修工事に入るという一つの前向きなお答えもいただきましたので、本日の質問、これにて私からの質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（河野 司君） 暫時休憩いたします。再開を10時50分といたします。

（午前10時33分 休憩）

（午前10時50分 再開）

○議長（河野 司君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告第2号、第6番、奥村治男君。

○6番（奥村治男君） 皆さん、おはようございます。5番、奥村治男でございます。私は、2問、質問をさせていただきたいと思います。

まず1点目でございますが、保育園・幼稚園・学童保育所の保育料の滞納者への取り扱い体制についてお伺いをしたいと思います。学校給食費の滞納が全国的に問題となっている中、保育園保育料の滞納について、厚生労働省の調査では、全国市町村における平成18年度の保育園保育料の滞納額は89.7億円、滞納者数は8.6万人に上っていることが明らかになりました。過去5カ年間に於いて保育料の滞納が増加する傾向にあり、その理由としましては、保護者の責任感、規範意識の低下の問題もあるといわれております。本市におきましても、平成20年9月30日現在の保育料滞納状況について調査いたしました結果、公立保育園保育料滞納額は1,015万4,000円、保護者数134人、私立保育園では713万5,000円、保護者数85人の滞納となっております。また、幼稚園におきましても58万3,000円、保護者数26名、学童保育所では161万円、保護者数63名が滞納しておられます。このような事態を放置しておくことは、市の財政面だけでなく、まじめに保育料を納めておられます保護者との公平性を保つことができず、極めて大きな問題であります。滞納している保護者の滞納の理由と、滞納に対する本市の取り組み体制、及びこれまでの対応についてお伺いいたします。

なお、保育園保育料の滞納者への対応につきましては、厚生労働省は平成19年8月22日付で、正当な事由なく保育料を納めない保護者については、関係部局との連携した納付の呼びかけの取り組み、さらには財産調査及び差し押さえ等の滞納処分を含め、厳格な対応を図るよう通達が出されております。本市ではどのような方策をこれからとっていくのか、また、幼稚園・学童保育所の滞納者への収納対策と、それぞれの収納目標期限

についてもあわせてお伺いしたいと思います。

2点目につきまして質問いたします。周産期母子医療の本市の現状についてお伺いしたいと思います。昨年8月、奈良県において妊婦が搬送先医療機関の選定に時間を要し、救急搬送中に死亡、死産するという事件が発生いたしました。また、本年9月には、東京都で30歳代の妊婦が総合周産期母子医療センターに指定されている病院に受け入れを拒否され、脳内出血で死亡するという痛ましい結果となっております。

厚生労働省はこのほど、2007年度に最もハイリスクに対応する総合周産期母子医療センターの7割が母体搬送の受け入れを断ったケースがあったとする調査結果を発表いたしました。平成17年度の厚生労働省の人口動態統計によりますと、滋賀県は周産期死亡率、これは妊娠22週以後の死亡で、全国の平均が4.8に対しまして滋賀県は5.6%で、全国47都道府県中42位であります。また、新生児死亡率は生後28日未満の死亡で、全国平均が1.4%に対し滋賀県は2.1%で、全国47都道府県中47位、最下位であります。また、乳児死亡率につきましては、これは生後1年未満の死亡で、全国平均が2.8%に対し滋賀県は3.5%と、これも最下位の47位であります。全国平均より高率であることがこのように常態化しておりまして、特に新生児の死亡率、乳児の死亡率は全国でも最も高い値となっております。滋賀県の平成18年度の出産数は1万3,448人ですが、その中で死産数は329人、野洲市はこの中で16人で、全体の4.8%、周産期死亡は滋賀県全体で84人、野洲市は4人で全体の4.7%で、滋賀県健康推進課では、妊産婦が転院搬送される件数は毎年増加傾向にあり、1,000グラム未満の低体重や多胎などハイリスクを伴う出産の増加が背景にあると見ております。

また、医療資源につきましては、NICU、これは新生児集中治療室であります、あるいはMFICU、これは母体・胎児集中治療室が不足しており、搬送受け入れ病院が常に満床で困難な場合が多いとされております。つきましては、本市の産科医療の現状とハイリスク妊婦・新生児母体搬送体制、及びNICU及びMFICUの設置状況について、あわせてお伺いをいたしたいと思います。

以上2点についてお伺いいたします。

○議長（河野 司君） 市民健康福祉部次長。

○市民健康福祉部次長（佐敷政紀君） 奥村議員の保育料滞納者への取り組み体制のうち、保育園に関わる部分につきまして、お答えいたします。

保育園では、保護者の滞納の主な理由として、就業の不安定による所得の減少、離婚等

による収入減や、責任感や規範意識の低下などの複数の要因が考えられます。

滞納者への対応としましては、在園児の保護者には、公私立とも園長が面談により未納理由を聞き取るなどの納付指導をしております。また、引き続き納付されない保護者については催告書を送付するとともに、電話、個別面談により納付可能な金額の分納計画を作成しまして、納付されるよう指導しております。なお、催告書には「期限までに納付されない場合には法的措置を講ずることがあります」と明記しております。また、卒園児や転出児の保護者については、幼児課より納付指導を文書、面談にて実施しております。

次に、未納者への方策としまして、督促状とあわせて保護者との面談により滞納理由を細かく聞き出した上で、支払う旨の誓約を取り付けたり、他課との連携を図り、例えば、児童手当の支給等の支給日に分納や一括支払いの納付指導をしております。また、このような手続を経た後、正当な事由なく滞納を繰り返す悪質な未納者と考えられる保護者に対しては、分納誓約を求めるとともに、履行されない保護者には財産調査を実施し、預貯金の差し押さえなどの法的手続に移行していきます。

以上、お答えといたします。

○議長（河野 司君） 教育部長。

○教育部長（東郷達雄君） それでは私の方から、奥村議員の保育料滞納者への取り組み体制についてのご質問のうち、教育委員会所管の幼稚園及び学童保育所保育料についてお答えをいたします。

まず、滞納の主な理由としましては、幼稚園保育料では自営業等による収入の急激な落ち込みや、母子家庭で収入の不安定なケース、及び転出や卒園によって納付意識が低下するなどのことが挙げられます。また、学童保育所保育料につきましては、具体的な分析は行っておりませんが、預金口座の残高不足といった単純な理由によるもの、あるいは納付意識の欠落などが考えられます。

次に、取り組み体制とこれまでの対応についてでございますが、幼稚園保育料につきましては幼児課から督促状を発行し、納付指導を行うとともに、なおかつ未納の場合は催告書を発送しております。催告書には「期限までに納付されない場合には法的措置を講ずることがあります」と明記いたしております。なお、在園児の保護者に対しましては、督促状及び催告書は園長から直接手渡し、個別に納付指導も行っております。また、学童保育所保育料につきましては、指定管理者である社会福祉協議会の協力を得ながら、青少年育成課が督促や納付指導を行っております。

次に、今後の収納対策等についてでございますが、現在学校給食負担金を含む教育委員会所管の受益者負担金につきまして、関係課の担当者会議を開催し、今後の対応策の検討を行っているところであり、教員委員会として統一した対策を講じるよう、年内を目途に一定のルールを構築してまいりたいと考えております。滞納者に対しましては、年内に督促及び催告手続を終え、納付指導を強化するとともに、可能な範囲で所得調査等を行った後、客観的に悪質と考えられる滞納者に対しましては、毅然とした対応をしてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（河野 司君） 市民健康福祉部長。

○市民健康福祉部長（新庄敏雅君） それでは、奥村議員の周産期母子医療の本市の現状についてのご質問にお答えを申し上げます。

まず、1点目の本市の産科医療の現状につきましては、市内に産科医療機関として、野洲病院と希望が丘クリニックがございます。両機関とも院内の小児科と連携しながら、周産期医療に対応をされているところでございます。また、万一重篤な疾患が発生した場合には、県の周産期医療ネットワークにより、近くの近江八幡市総合医療センター等の高次医療機関と連携し、安心・安全の医療が提供できるよう行われているところでございます。

2点目のハイリスク妊婦・新生児の母体搬送体制につきましては、重症妊娠中毒症等の合併症妊婦や分娩時の新生児仮死などの生命に関わる事態が発生した場合には、産科・小児科双方からの一貫した総合的な医療の提供が必要となります。このため、総合周産期母子医療センターであります大津赤十字病院を中心に、周産期医療ネットワークを構成する病院間での受け入れを行う体制が整えられております。また、新生児専用のドクターカーが配備されておりまして、緊急時の搬送体制も整っているところでございます。

3点目のNICU及びMFICUの設置状況につきましては、現在、大津赤十字病院にNICUが9床、MFICUが6床、また滋賀医科大学附属病院にNICUが6床設置されておりまして、現在のところ、緊急時の受け入れが困難というような状況までは聞いておらないところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（河野 司君） 奥村治男君。

○6番（奥村治男君） それでは、再質問をさせていただきます。まず1問目につきまして、3点再質問をいたします。

まず、1点目であります、保育園における保育園児の保育に要する費用は、公費と保護者の負担で賄われております。保育料の滞納額につきましては、市の予算から補填することになり、大変厳しい財政事情の中において滞納総額1,728万9,000円という大きな負担がかかっているわけであり、厚生労働省保育課では、今回初めて悪質滞納保護者に対して厳格な対応をするよう指示が出されました。つきましては、ただいまの答弁で悪質滞納者と考えられる保護者に対しては、法的手続も必要に応じて検討することとありますが、これはやはり迅速に対応することが必要であります。悪質滞納者に対しては、今年度内に法的措置をとる考えはあるのか、所見をお伺いしたいと思います。

2番目に、公立保育園保育料滞納額1,015万4,000円のうち、繰越滞納分が滞納繰越分の806万8,000円ございます。私立保育園では713万5,000円、この中の繰越分は、私立保育園では597万3,000円ですが、これらの繰越滞納額はいつごろから発生しているのか、年度別、保育園別の滞納額についてあわせてお伺いをしたいと思います。

3点目につきましては、幼稚園では入園時の説明会で、保育料の納付を怠った場合は退園処分になることが入園のしおりにこれはっきり書かれているわけであり、にもかかわらずこのような滞納が続いております。学童保育所につきましても、3カ月以上保育料が未納になった場合は退所となることが入所案内書に明記され、また、入所受付時にもこれは説明されているわけですが、現状では多くの滞納者がこのように出ておるわけです。これまでに退所してもらった事例はあるのか、また、現在滞納者の中で3カ月以上滞納となっている園児はそれぞれ何名ぐらいいるのか、あわせてお伺いをしたいと思います。

次に、2点目の再質問であります、3点お伺いいたします。

まず1点目は、地域周産期母子医療センターである近江八幡市総合医療センターにおいて、産科医の退職による分娩制限が生じているほか、周産期協力病院である彦根市民病院でも産科医が不足し、結果、地域においてハイリスクへの対応施設がなくなる等、分娩取扱医療病院が減少しております。また、産科医も減少している現在、本市におきましてはローリスクの妊婦は診療所で対応できましても、高齢出産や合併症等のある緊急処置の必要なハイリスク妊産婦が出た場合、たらい回しにされることなく十分な対応はできるのか、お伺いをしたいと思います。

2点目であります、平成17年3月に総合周産期母子医療センター、地域周産期母子医療センターを指定し、周産期医療体制が滋賀県では整備されました。この12の病院か

ら成る周産期医療ネットワークは、現在稼働していると聞いておりますけれども、12の病院とはどこを指すのか、お伺いしたいと思います。

3点目であります。滋賀県の特徴としまして、出生場所の6割が診療所であると伺っております。その診療所においては、常勤医師1名体制のところが多いのが、滋賀県では課題であると言われております。本市の医療機関では、産科医の勤務体系等はどのようになっているのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（河野 司君） 市民健康福祉部次長。

○市民健康福祉部次長（佐敷政紀君） 奥村議員の再質問のうち、保育園に関連する事項についてお答えいたします。

第1点目の保育園保育料の悪質な未納者と考えられる保護者に対しましての法的措置の考え方でございますが、催告状送付の保護者につきましては、送付後、保護者より市へ連絡がありまして、直接面談を行い、収入状況を把握し、児童手当の支払い等の支給日に分納等の約束をするなど、納付指導に応じておりまして、正当な事由なく滞納を繰り返すなどの悪質な未納者は現在おられませんので、今年度内の法的措置の予定はございません。必要に応じて今後対応してまいりたいと考えております。

次に、保育料の滞納繰越分でございますが、発生は平成8年度からの未納となっております。年度別・保育園別の滞納額につきましては、数字が細かくなりますが、公立保育所は平成8年度13万8,000円、平成9年度4万7,000円、平成10年度18万8,000円、平成11年度23万1,000円、平成12年度26万7,000円、平成13年度40万円、平成14年度56万7,000円、平成15年度45万7,000円、平成16年度26万4,000円、平成17年度106万6,000円、平成18年度184万2,000円、平成19年度259万7,000円でございます。

民間保育所は平成9年度が8万3,000円、平成10年度19万円、平成11年度25万1,000円、平成12年度44万3,000円、平成13年度9万9,000円、平成14年度50万5,000円、平成15年度105万7,000円、平成16年度140万7,000円、平成17年度78万7,000円、平成18年度79万1,000円、平成19年度35万6,000円となっております。

また、園別の未納額につきましては野洲第1保育園が252万2,000円、野洲第2保育園が162万7,000円、野洲第3保育園が248万6,000円、三上保育園が88万5,000円、篠原保育園が32万7,000円、祇王明照保育園が208万9,

000円、きたの保育園が105万8,000円、あやめ保育所220万2,000円、しみんふくし保育の家が2万円、広域の入所分が82万1,000円となっております。

以上、お答えいたします。

○議長（河野 司君） 教育部長。

○教育部長（東郷達雄君） それでは、3点目にございました幼稚園・学童保育所に関します再質問にお答えをしたいと思います。

まず、幼稚園でございしますが、合併後、現在に至りますまで退園処分をした事例はございません。それと、現在の未納者の中で3カ月以上保育料が未納となっている在園児は5人でございます。滞納の関係につきましては、幼稚園規則の方で規定をしておりますので、その関係で処分はできるのですけれども、現実はございません。

それと、次に学童保育所の退所の事例についてでございますけれども、本年度からこどもの家条例で、入所の許可の取り消し規定を一部改正で設けました。その関係もございしますので、保育料の未納を理由に退所した事例は現状ではございません。それと、3カ月以上の滞納者数につきましては現在3名でございます。

以上、答弁いたします。

○議長（河野 司君） 市民健康福祉部長。

○市民健康福祉部長（新庄敏雅君） それでは、奥村議員の3点の再質問についてお答えをさせていただきたいと思っております。

まず1点目の、本市でのハイリスクの妊婦の緊急時の対応ということでご質問なのですが、先ほどもお答え申し上げましたように、市内では2カ所の産科医、湖南圏域でも13カ所の医療機関がございまして、それぞれが県の周産期医療ネットワークに基づきまして、高次の医療機関につないでいくという形で、安心・安全の医療の提供をされているところでございます。県に確認をいたしましたところは、緊急時にはその搬送には1回の連絡でほとんどが受け入れられているというような状況でございまして、最終的には大津赤十字病院で完全に受けていけるというような体制になっておりますので、現在のところ、そのような対応ができていますものかと考えております。

2点目の周産期医療機関の12カ所ということで申し上げますと、大津赤十字病院、滋賀医科大学、近江八幡市の市立総合医療センター、長浜の赤十字病院、市立長浜病院、彦根市民病院、公立の高島病院、日野記念病院、公立甲賀病院、済生会の滋賀県病院、草津総合病院、大津市民病院でございます。



そして、3点目の医師の勤務体系ということでございますけれども、市内では2カ所の医療機関とも当然常勤医がおられて、当直複数設置されている中で、当直を交代をされているということで、中でも市内の中核病院、野洲病院につきましてはこの6月から3名の常勤医師が確保できたということで、週に4日間は2診体制で対応できるようなこととなります。当直も常勤医師1名と非常勤医師3名が交代で対応されているということで、緊急時には常勤医師にオンコールするということで、緊急時には野洲病院も断ることのないように対応していきたいということで、病院の運営もされております。ちなみに、先ほどもおっしゃっていただいたように、今年の4月から市内で2つの病院ができたということで、この11月までに61%の方がこの2つの病院で出産をされたということでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（河野 司君） 奥村治男君。

○6番（奥村治男君） それでは、再々質問をさせていただきます。

まず1点目の再々質問は、3点にわたり質問をいたします。

1点目は、公立保育園での滞納者の中で、卒園児や転出児はそれぞれ何名ぐらいおられるのかお伺いしたいと思います。また、転出児につきましては、全員の転出先は把握されているのか。なお、滞納者の中で、分納計画に基づき分納されている公私立保育園での保護者数についても、あわせてお伺いをいたしたいと思います。

2点目でありますが、過年度の滞納につきまして、幼稚園、学童保育所とも何年度から滞納になっているのか。年度別滞納額につきまして、幼稚園別、学童保育所別にお伺いしたいと思います。

また、悪質滞納者に対する法的措置としては、学校給食費の法的措置と同様、今年度内に大津簡易裁判所に支払い督促を申し立てられる考えはあるのか、これもあわせてお伺いしておきたいと思っております。

3点目でありますが、保育料の滞納がこのように長期にわたる場合には、より対応が困難となってくることが予想されます。滞納が発生した場合に、早期に相談や納付の呼びかけを行うとともに、滞納状況を的確に把握しておくなど、初期段階での対応を強化することが望ましいと思っておりますが、これまで初期段階での対応はどのような施策をとってこられたのか、お伺いいたします。

次に、2点目の再々質問でございますが、2点にわたり質問いたします。

1つは、滋賀県健康推進課では、妊産婦が転院搬送される件数は年々増加傾向にあるというふうに言われております。2007年度の滋賀県の周産期医療ネットワークを構成する県内の病院の受け入れた件数は、実に240件で、過去最高だったと言われております。搬送件数の伸びには、1,000グラム未満の低体重の赤ちゃんや多胎妊婦の増加など、ハイリスクを伴う出産の増加が背景にあるようですが、本市におきましても、ハイリスクを伴う妊産婦の救急搬送については、湖南消防本部や救急隊が現行の行政区分にこだわらず、隣接する自治体との医療資源を考慮しながら、より広域の搬送体制を構築していく必要があると考えますが、所見をお伺いしたいと思います。

また、新生児専用のドクターカーは現在どこの医療機関が所有しているのか、これもあわせてお伺いしておきたいと思っております。

次に、NICU新生児集中治療室とMFICU母体・胎児集中治療室の設置状況については、先にご答弁をいただきましたが、GCU、回復期の赤ちゃん用の後方病床であります。県下の医療機関における設置状況についてお伺いします。また、NICU、MFICU、GCUは全国的にも不足していると言われておりますが、野洲病院等の医療機関では今後設置される計画等はあるのか、お伺いしておきたいと思っております。

これで、私の質問は終わらせていただきます。

○議長（河野 司君） 市民健康福祉部次長。

○市民健康福祉部次長（佐敷政紀君） 奥村議員の再々質問のうち、1点目と3点目につきましてお答えいたします。

第1点目の公立・私立とも過年度では保育料未納者の園児総数は117名で、そのうち卒園・退園児は95名で、転出児は42名となっております。転出児の転出先につきましては、野洲から転出された先は把握できておりますが、転出先からの再転出先までの把握はできておりません。未納者で納付指導により分納していただいている保護者につきましては8名でございます。

3点目の未納に係る初期段階の対応でございますが、長期にわたる未納となると、対応が困難なことから、前年度のうちに確実に徴収するために、昨年度より、在園中に未納が数カ月になれば公立・私立とも園長より園児の送迎時に個別に納付の呼びかけをしたり、面接により納付書を手渡してもらうなどの納付指導を行っております。あわせて、園児の送迎時に市職員が出向きまして、合同で個別面談を実施したり、月末、賞与時期、児童手当等の支給月に戸別訪問をするなどして、時期をとらえて納付の呼びかけをしております。

また、家庭状況等により納付困難な家庭に対しましては、分納誓約書の提出を求め、分納納付が確実に実施できるよう指導しております。

以上、お答えといたします。

○議長（河野 司君） 教育部長。

○教育部長（東郷達雄君） それでは、再々質問の中の2点目になると思いますけれども、幼稚園と学童保育所に関するご質問にお答えしたいと思います。

まず、幼稚園の過年度の未納額につきましては、一番古いもので平成16年度となっております。それと園別、年度別ということでございますけれども、保育料と預かり保育料もございますので合算して申し上げますと、平成16年度は中主幼稚園のみで9万5,400円、平成17年度は中主幼稚園で5万3,700円、それと祇王幼稚園では1万7,700円、そして18年度はございませんけれども、19年度は北野幼稚園で6,100円、中主幼稚園で14万2,900円となっております。

そして次に、学童保育所の方でございますけれども、過年度分の滞納につきましては平成12年度分からとなっております。内訳につきましては、これも年度別、学童保育所別ということでございますので少し長くなりますけれども、平成20年9月末現在になりますけれども、平成12年度、中主学童の方で1万8,370円、そして平成13年度、こちら中主でございます、11万5,500円、そして平成14年度、同じく中主学童で6万円、飛びまして平成17年度になりますけれども、野洲学童で9万5,400円、北野学童で13万3,560円となっております。また、平成18年度につきましては野洲で9万3,520円、北野で23万8,370円、祇王で13万3,330円、篠原の方で3万6,000円、中主の方で10万8,000円になっております。また、平成19年度は野洲学童が3万3,020円、北野が1万4,500円、祇王が9万円、篠原が1万6,000円、中主学童が6万8,870円で、これらを全部合計しますと124万9,480円となっているところでございます。

また、支払い督促などの法的措置の件のご質問ございましたのですけれども、先ほども申し上げましたように、教育委員会の方で今、歩調を合わせる形で調整を行っておりますが、悪質滞納者を把握するための所得とか家庭の状況などの個人情報への入手に非常に苦慮しているところでございます。しかし何とか、議員ご指摘のように、学校給食負担金に歩調を合わせまして、客観的に見て悪質と考えられる滞納者に対しましては、法的措置を講じてまいりたいと考えております。

それと、ご質問の3点目にあつたと思いますけれども、滞納者に対します初期段階での対応でございますけれども、先ほどもご答弁申し上げましたように、幼稚園の在園児の保護者に対しましては、園長の方から直接手渡したり、あるいは面談による納付指導を初期の段階で行っております。また、学童保育所につきましては、現年度分につきましては基本的に社会福祉協議会の方に、指定管理者でございますけれども、徴収委託をしておりますことから、早期の納付指導に関しましては社会福祉協議会の方で、随時また適切に指導を行っていただいているところでございます。

以上、ご答弁とさせていただきます。

○議長（河野 司君） 市民健康福祉部長。

○市民健康福祉部長（新庄敏雅君） それでは、奥村議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

1点目は、ハイリスクの搬送ということでご質問をいただいております。先ほどのご質問の中にも、滋賀県の乳児なり新生児死亡率が高いということです。あるいは前18年、19年ですかね、全国でも出生率としては3位ということで、人口増えている市、県というのか、県の中でこのような形で、ある意味では医療機関の十分なことでないということ、死亡率も高いということ、今、県としてはそこを踏まえて少しでもその死亡をなくしていきたいということで、今回、県の周産期医療ネットワークというもので、特に緊急搬送についても県としては積極的に取り組みたいということで実施をされておりますので、今後は湖南での広域体制も、先ほどおっしゃっていただいたような湖南消防というのか緊急搬送の部分も、湖南各市でもそのように応えていけるように取り組んでまいりたいと考えております。

また、新生児のドクターカーについては、大津の赤十字病院で配置をされているものでございます。

2点目のGCU新生児の回復期病床ということの県下の設置状況ということのご質問ですが、県の情報によりますと、大津赤十字病院と滋賀医科大学、近江八幡市の総合医療センター、長浜赤十字病院において43床が今設置されているというところでございます。そのほか周産期の9病院については少し、数字がもう少し把握できていないというところでございます。

そして最後に、野洲病院におけるNICUやMFICU、並びに今申し上げましたGCUの設置予定ということでございますけれども、全国的な小児科の医師が減少、また偏在

化するという中で、ご承知のように、野洲病院においても医師の確保に今苦慮されているところをごさいます、現在1人の方の常勤医で頑張っているということをごさいます、今申し上げましたNICUやMFICU、並びに医師・看護師が常に従事するというような条件が課されていますGCUの設置につきましては、ちょっと当面難しいというようなことをごさいます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（河野 司君） 次に、通告第3号、第9番、梶山幾世君。

○9番（梶山幾世君） 9番、梶山幾世でございます。平成20年度定例会において、次の4件の質問をさせていただきます。

質問に入ります前に一言申し上げます。山仲市長、このたびは野洲市長へのご就任、まことにおめでとうございます。マニフェストに掲げられました、「もっと野洲21計画」の実現で、野洲市民の皆様から喜びの声が聞こえてくるよう、この4年間期待をいたします。

それでは、質問に入ります。

定額給付金の取り組みについて。政府・与党が決めた新たな経済対策の柱となる総額2兆円の定額給付金について、総務省は11月28日、都内で都道府県や政令指定都市を対象に説明会を行い、事業の概要に関するたたき台を提示いたしました。今後、地方自治体からの意見も集め、事業の詳細を詰めていくとのことです。総務省が示した概要では、定額給付金の目的を景気後退下での住民不安に対処するための生活支援、広く給付することでの地域の経済対策と規定、事業の実施主体は市区町村とし、世帯主が受給権者、所得の高い人の取り扱いについては給付の差異を設けないことを基本とし、市区町村が給付制限を設ける場合は下限1,800万円を基準として、該当者に辞退を呼びかけることを可能としております。

給付金の申請方法については、①郵送申請方式、②窓口申請方式、③窓口現金受領方式の3パターンを提示しております。今年度内の給付を期待いたしますが、この定額給付金の準備体制についてお伺いいたします。

次に、子育て支援についてお伺いいたします。県の財政構造改革プログラムにおいて、平成21年度の予算編成で提示された乳幼児医療費の助成制度の見直しについて、お伺いいたします。

一昨年（2010年）の12月において、公明党は県の福祉・医療費の現状維持を求め、署名簿を県に提出させていただきました。また、市長会や市議会からも県に要望していただき、県及び

野洲市は現状維持という結果となりました。

また、今日まで公明党は、子育て支援策として県下で一貫して乳幼児医療費の助成に取り組む、対象年齢の拡大に取り組んでまいりました。最初は1歳未満児からスタートしましたが、平成7年6月に3歳未満児に拡大するよう2万2,136人の署名活動をし、当時の稲葉知事に申し入れをし、翌年の平成8年8月から1年拡大、2歳未満の入院・通院費が無料となりました。平成15年4月から2歳未満から4歳未満に広がり、一部負担制度として通院1診療料500円、入院1,000円（1万4,000円の上限）が導入され、平成18年度から4歳未満から就学前まで拡大し、また一方では、所得制限が導入されました。そうした中、本市では他市に先駆け、乳幼児医療費の無料化を就学前まで拡大し、所得制限もなしで今日まで来、多くの子育て支援の方に喜んでいただいているところです。県もこうした経緯がある中、平成21年度予算において、滋賀県財政構造改革プログラムにおける財政収支目標の中において、乳幼児福祉医療助成制度の所得制限を、現行570万円から339万6,000円（ただし、第3子以降の子については現行どおり所得制限なし）としており、対象者が6割に減少することになります。本市は4割の負担を強いられます。財政が厳しい中、このまま県のプログラムが遂行されますと、乳幼児医療費の無料化が危ぶまれるのではと、子育てで一生懸命のお母様方から心配の声も聞くようになりました。もし実施された場合の本市への影響額は、どのくらいになるのでしょうか。少子化時代という極めて深刻な時代変化と財政難の中、将来の発展を目指して懸命に実施された制度であります。また、子や孫の将来を問う制度ともいえ、今回の見直し案のような、子育て世帯や高齢者世帯を直撃する急激な負担増はあってはならないと思います。今までの制度、この維持を強く願うものですが、市長はこの制度をどのように対応していくのか、見解をお伺いいたします。

次に、経済対策についてお伺いいたします。国は信用保証協会が100%保証する緊急保証制度を10月31日からスタートさせました。この制度は、原油高で原材料価格や仕入れ価格を製品に価格上乗せできないなど、必要な事業資金の調達に支障を来している中小企業を支援するためのものです。企業が金融機関から融資を受ける際、全国の信用保証協会が融資の保証を行うことで、融資を受けやすくするものです。保証額は一般保証の最大2億8,000万円（無担保は8,000万円）、それとは別に緊急保証制度が別枠で2億8,000万円まで融資が受けられます。この制度は、金融機関が20%相当の信用リスクを負担する責任共有制度対象外で、融資額の100%を協会が保証いたします。協会

に支払う保証料率は年0.8%以下で、保証期間は10年以内となっております。金利は金融機関によって異なります。本市においても、多くの方がこの制度の申し込みをされております。資金繰りで悩んでおられる中小企業の皆さんに元気になってもらうためにも、この保証料率のうち半分等を市が肩代わりして支援する市独自の支援制度を考えてはと思いますが、見解をお伺いいたします。

次に、笑いで温かい家庭と地域をについてお伺いいたします。家庭や地域にたくさんのほほ笑みを生み出すことをねらいとして取り組まれている、青森県の「青い森のほほえみプロデュース事業」の記事を目にいたしました。これは、不安やストレスを和らげる笑いの力に注目し、家庭と地域にほほ笑みをもたらす人材を養成しようというものです。職員の方からの提案で事業化されたそうですが、このきっかけは、全国的に増加傾向が続いている児童虐待相談で、児童虐待を予防する取り組みはないかと考え、提案されたそうです。虐待の背景には、親の孤立やゆとりのなさがあると言われ、そこで不安やストレスを和らげ、いやしをもたらすほほえみや笑いの力に注目をしたともありました。

具体的な取り組みは、相手の心に寄り添い、ほほえみを引き出すための幅広い知識と技術を持っている人材を3段階の仕組みで養成されています。このために、特定非営利活動（NPO）法人「21世紀癒しの国のアリス」の会長で日本医科大学准教授の高柳和江さんの協力ももらったとのこと。この取り組みの中核となるコア笑いプロデューサーと、各地域での推進役である笑いのプロデューサーを養成していきます。そして、その皆さんが各市町村での講師となって、一般住民の方々にほほえみを引き出すポイントを伝えるそうです。この講習を受けた人をほほえみプロデューサーと認定、これまでに1万3,000人誕生したそうです。講習会では、「私が好き」という自尊感情を持つことが大事で、2人ペアを組み、お互いのよいところを言い合って、今まで嫌いだと思っていたところも認めていける自分になれ、お互いにより部分を認め合うと気持ちがよくなり、笑顔が生まれにくるというものです。笑うためには、まず相手のよいところを見つけ伝えることから始めようと提案されております。このような心で接していこうと思う心は誰でもありますが、なかなか行動ではできないものです。ほほえみ・ときめきのまち本市にこの笑いの施策は一度取り組むべきだと痛感した次第です。青森県では県事業として、こどもみらい課が実施されているようですが、本市においても児童虐待、DV等で悩んでいる市民の方も多くあるように聞いております。ぜひ本市でも、青森県でのこの事業を参考に取り組まれてはと考えます。見解をお伺いいたします。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（河野 司君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 梶山議員の子育て支援についてのご質問に、まず私の方からお答えをいたします。

第1点目の県の乳幼児福祉医療費助成制度補助金の所得制限額が、現行の570万円から339万6,000円に引き下げられた場合、現行対象者のうち約3割の方が補助制度から除かれることとなり、本市の影響額は通年ベースで約1,300万円と推定されます。

2点目の制度維持への見解についてであります。福祉医療費助成制度は経済的に弱い立場にある方に対し、健康保持と福祉の増進を図る上で極めて重要な制度であり、中でも乳幼児福祉医療費助成制度は、乳幼児の健全な成長を保障するとともに、安心して子どもを産み育てることができる社会をつくることにつながり、私のマニフェストの柱の1つでもある少子化対策の大切な制度であると考えております。したがって、本制度を将来にわたって持続的に運営することが求められておりますので、県に対して福祉医療制度見直しの撤回を強く求めているところであります。今後も本市におきましては、乳幼児福祉医療制度の重要性を深く認識し、制度の維持に最大限努めてまいりたいと考えております。

その他のご質問に関しましては、担当の部長の方から答弁をさせていただきます。

○議長（河野 司君） 総務部長。

○総務部長（前田健司君） それでは、私の方から梶山議員の1点目の定額給付金の取り組みについてのご質問にお答えをさせていただきます。

この定額給付金につきましては、去る12月4日、実施に向けた滋賀県主催の説明会が開催をされたところでございます。この内容といたしましては、制度の概要程度にとどまるものでございまして、今後自治体の抱える問題点、また意見を踏まえまして詳細を決定していくとのことでございます。

このような状況の中で、現在、市におきましては定額給付金の給付実施に係ります申請方法、また支給方法等につきまして課題も多くございますため、総務課、市民課、また情報システム課などの関係各課と協議を行っているところでございます。今後におきましても、国また県や近隣市町の動向を見極めながら、情報収集に努めると共に、総務省において定額給付金の給付実施に係る詳細が決定した段階で、迅速に対応できるよう準備を進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。



○議長（河野 司君） 環境経済部長。

○環境経済部長（岡野 勉君） それでは、私の方から梶山議員の経済対策についてのご質問にお答えをいたします。

野洲市の独自の経済対策についてのご提案ということでございます。本市におきましては、ご承知のとおり、小口簡易資金を貸し付けいたしております。また、県内では唯一、野洲市は融資に対する利子補給を実施しているところでございます。今後もこの利子補給制度を利活用することによりまして、市内小規模企業者の経営の安定と近代化等の活性化につなげてまいりたいと考えております。

なお、議員ご提案の支援につきましては、現在のところ、高島市や守山市が12月定例市議会に補正予算を提案されるとの情報も得ております。しかし、周辺市の調査では、独自の経済支援策の制定に係る検討もしていないとのことでもございます。今後の経済状況などの動向に注視をしていくという姿勢でもございますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（河野 司君） 市民健康福祉部次長。

○市民健康福祉部次長（佐敷政紀君） 梶山議員の笑いで温かい家庭と地域をのご質問にお答えいたします。

青森県の青い森のほほえみプロデュース事業は、地域社会が抱える不安や孤立感を、一人ひとりの力を寄せ合い、また、共に学び合うことで豊かな人間性を高めようとするのがねらいの事業であると考えられます。本市も少子高齢化が急速に進行し、人と人の触れ合いが希薄化するなど、家庭や地域でゆとりがなくなり、子どもや高齢者への虐待にもつながっております。本市では、野洲市まちづくり基本条例を制定し、みんなが生き生きと輝き、生きる意味が実感でき、活力ある地域社会の実現を目指し取り組みを進めているもので、各自治会での小地域ふれあいサロンやボランティア活動など市民交流も広がり、少しずつ成果も生まれております。人と人、地域と地域がつながることにより交流が生まれ、孤立させない、ゆとりを生み出す、もっと元気になれるなどの効果があらわれるものと考えております。

ご提案いただいております笑いのプロデューサーの養成などに取り組まれております青森県の取り組み事例を参考に、野洲市においてもまちづくりのリーダーを養成して、ぬくもりのある家庭と元気な地域が育つような取り組みを進めてまいります。

以上、お答えいたします。

○議長（河野 司君） 暫時休憩をいたします。再開を午後 1 時といたします。

（午前 11 時 54 分 休憩）

（午後 1 時 00 分 再開）

○議長（河野 司君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

梶山幾世君。

○9 番（梶山幾世君） それでは、再質問をさせていただきます。

まず、定額給付金の取り組みでございますが、今、総務部長の方から答弁いただきましたけれども、まだ具体的なところまでは進んでいないという状況で、私としましたら、少しずつ具体策がいつているのかなという思いで期待はしていたのですけれども、それはそれといたしまして、今回この定額給付金につきましては、市長に答弁を求めておりましたので、市長にちょっとお願いしたいと思うのですけれども。

この定額給付金は、収入が伸び悩む一方で急激な物価高などのためにやりくりが厳しくなっている家計を下支えするために、我が公明党が一貫して訴えてきた定額減税が、生活給付金、生活支援定額給付金として実施されることになったものでございます。今、全国の知事、市長からも高く評価されている中、全国知事会の中川浩明事務総長からも「効果に関する議論はいろいろあるだろうが、地域経済や住民の生活向上において相当に大きな政策的意味を持っている」ということで、るる具体例が述べてありました。

また、新潟県の妙高市の入村明市長がコメントされておりましたが、「この定額給付金の支給はありがたい。実体経済が厳しさを増している中で、市民に何かほっとする、安心だと思ってもらえる施策を行うことが行政として一番大事なことではないでしょうか」ということもありました。

また、三菱UFJリサーチ&コンサルティング調査部の主席研究員であります鈴木明彦氏は「この給付金は原油価格の高騰をはじめ物価が上昇する中、所得は伸び悩み生活が苦しくなったという人も多いはずである。給付金はこうした痛みを和らげる措置が必要との考えから出発をしている。物価が2%上昇した場合、4人家族が同じ生活水準を維持するには支出は8万円増えると試算できる」ということです。「これを考えると、4人家族で6万4,000円の給付は、生活対策として意味のあることだと思います」ということで、今、ばらまき、報道では、マスコミではばらまきだとか、また、他党からもばらまきではないかと言う声もありますが、私は決してばらまきではないと思っております。これをば

らまきという方は、本当に弱者の気持ちがわかっていない方ではないかというふうに私は感じる次第でございます。受け取る側としては、助かったという人が非常に多いのではないかと思います。そういったコメントがほかにもいろいろありますが、我が市の山仲市長は、この生活支援定額給付金に対してどのようにお考えをお持ちかを、お答えいただきたいと思います。

次に、ちょっと最後まで行きます。子育て支援の方ですけれども、今、市長に答弁いただきまして、この件に対しては、福祉医療制度の見直しの撤回を強く求めているところだということで、力強い答弁をいただいて、ぜひそういう方向に実現していただきたいという思いでいっぱいですが、近隣では補正予算を組んでいるところもあるようで、これが本当に撤回できるかどうかということに対しては、本当に願いながらも厳しいものも実際は感じているところがございます。影響額は1,300万円ということなのですが、もし12月、今年いっぱいにはその方向性が決められるとは思いますが、もしこれが撤回されない場合、また570万円以下、多少変更があったとしても570万円以下のそういう金額になった場合、所得制限が本当に低くなった場合でも、この制度をしっかりと維持していけるのか、それでも維持していくという方向でとらえていいのか、その辺、再度確認しておきたいと思います。

次に、経済対策についてでございますが、今の部長の答弁だと、小口簡易資金を県下のどこよりも先駆けてやっているの、これ以上は厳しいというふうには受けとめさせていただきました。動向を注視して、ちょっとこれ難しい、どういうふうにとらえていいのかなという思いなので、ちょっと実現の方には向かない答弁だなという思いで聞かせていただいております。この小口資金貸付制度は1,250万円という金額の上限ですので、今この緊急保証制度を申し込みされている方は、もうこれを目いっぱい借りて、それでも大変だからと駆け込んでいる方が多いと思うのです。新聞報道によりますと、この緊急保証制度が31日にスタートいたしましてから、まず13日までには約4,000件、金額で816億円の融資保証を承諾したことを明らかにしたとありました。そしてまた最近では、12月4日現在で全国累計で4万7,329件の保証が決定し、保証総額は1兆1,631億円にも上っているとのことでございます。中小企業の方たちはこの救済策に本当に大きな期待をされて、何とか資金繰りを乗り越えようと、資金繰りの大変さを乗り越えようと、今一生懸命救済を求めておられるところがございます。

また、野洲市におきましても、この年、今年が乗り越えられない、倒産するかもわから

ないという方のお話も聞きました。早速この商工観光課の方に申し込みに行かれておりますが、なかなかおりるところまでいかないということで、今ちょっといらいらされているのが現状ではございますが、こういった中で、本市は何件申し込みがあったのかですね。まず、多かったということを聞いていますけれども、ちょっと件数の確認ができておりませんので、何件あったのか再度お伺いいたします。

それと、今申しましたように、上限が1,250万円ということで、これだけではなかなか乗り切れない企業の方が非常に多いと思います。奈良県ではつい最近ですけれども、県としてこの保証率1%引き下げ、また融資率も1%引き上げを決めて今取り組まれております。1%ではございますけれども、多くの金額を借りる方にしたら、本当にこう助かるのではないかというふうに思いながら、奈良県の取り組みも見ておりました。そういった中、保証率の半額負担まではできなくても、もう少し、少しでもいいので多少保証率の支援ができないものかと再度思うわけでございますが、その辺の見解、この2点ですね、再度お願いしたいと思います。

それから最後に、笑顔で温かい家庭と地域をとということで、私も本当にこの記事を見まして感動をいたしました。これは青森県の職員の方が、先ほども申しましたように、児童虐待の相談がたくさんある中で、本当にその相談者と話していても明るい顔が見えてこない。対話しても、正しい方法を教えてあげても、なかなかそういう前向きな取り組みをしようという気持ちにならない。そこで、職員の方がどうすればこの方に前向きな気持ちにさせてあげることができるのだろうかということで悩まれて、そんな中から提案されたというふうにお聞きいたしました。

つい先日、こどもみらい課にお電話いたしまして、30分ほど担当者の方とお話を聞かせてもらったのですが、この事業は、この職員が提案した事業を自ら実施する庁内のベンチャー制度というのをとられているのですけれども、それによる事業ということで、1人のそういった相談者の悩みをどうすれば解決できるかということで悩んで、一生懸命取り組んで提案されたということに本当に私は感銘を覚えた次第なのですけれども、この提案が知事に受け入れられて、そして予算がついて、行政として取り組まれているという2年間の事業ということにはなっておりますけれども、この間どんどん増えて、問い合わせましたら、前回目にしたときには1万2,600人だったので、1万3,000人を超えましたということで、この笑顔のプロデューサーの方たちが張り切って各市とか地域へ入っていくことによって、本当に雰囲気随分変わってきましたという声を聞

いております。

また、つい最近ですけれども、たまたま私の知人が青森県に旅行に行ったということで、話を聞いておりましたら、偶然かもわかりませんが、青森県の駅をおりて、ある人にもものを尋ねたときに、とにかく笑顔いっぱい気持ちよく、本当に丁寧に應對していただいた、それはこの事業のおかげがあるのかもわからないなというふうに、偶然かもわかりませんが、そういう声も聞いております。そういう笑顔いっぱいの青森県ということが想像できるわけなのですけれども、ぜひ私も来年は一度行ってみたいなというふうに思った次第でございます。

このNPO法人の「21世紀癒しの国のアリス」の会長である高柳和江さんという方の協力を得て、この事業をされておりますが、この方はお医者さんで、笑いの療法士という資格も取っておられるそうですけれども、何とか医療の現場で日本の入院患者は非常に暗いという、暗い思いで最期を迎えて、お互いが泣きながら死んでいくというのでしょうか、それを海外のクウェートに行ったときに、クウェートの人たちは、入院患者は非常に明るくて、家族が明るく最期を迎えて笑顔で最期を送っているという光景を見られたそうです。それに比べて、日本の医療現場、入院患者は非常に家族も入院患者も末期症状や治らない非常に難しい病気になったときには暗い。そういうところを改革したいという思いで一生懸命研究をされてこられたそうです。そういう方の協力を得て、今回こういった青森の事業、青い森のほほえみプロデュース事業ができたというふうに聞いております。1人ではできないですけれども、多くの方々の協力を得て、今本当にいい状態で展開しているというふうに聞いております。ときめき・ときめきのまちということを提唱している野洲市にとって、やはり笑顔輝くまちにしていくことは大きな私も夢でもありますし、そういう方向にこういった青森県の取り組みを参考に、ぜひ実現の方に向けていただきたいなというふうに思います。これ、要望しておきます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（河野 司君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 梶山議員の定額給付金に関する再質問にお答えをいたします。

ここ1週間ぐらいに市内の大企業も含めて、主なところを経営者や事業所長を回らせていただきました。どこも口をそろえておっしゃるのは、100年に1回を超える不況だということでした。前回の日本のバブル以降の不況というのは、EUやアメリカがもう回復に向かっている中で、日本だけが悪かったということなのですけれども、今回は

本当に軒並み、よそが悪くてそれにつられて悪くなっているということからしますと、その経営者あるいは事業所長の言っておられることもわかるかなど、かなり深刻な事態だと思っています。そういうことからしますと、家庭の経済状況あるいは企業の動向、景気の低迷を何とかするという観点からすると、家庭にあるいは市場に、社会にお金が回るといふ観点からしますと、この給付金というのは大変意味があるというふうに思っております。

ただ、課題がありまして、家庭に行ったお金が本当に市場に回るかどうか、そういった別途の施策もあわせてやられないと、単に不安が先行してお金が滞るといふこともありますので、給付金制度は重要でありますけれども、そういった市場にお金が回るといふ制度と共に、私ども市にしましては、先ほども総務部長が申しあげましたように、どういった手だてで市民の方に公正・適正にお金をお渡しできるかというあたりが、今後事務的に詰めていかないといけないという課題が残っているかなというふうに思っております。

それと、子育て支援につきましては、先ほど申しあげましたように、1,300万円の、万が一県が措置をしない場合、これはもう強く求めておりまして、この間も市長会の会議でも直接知事に申しあげましたけれども、万が一措置がされない場合は、1,300万円の不足が生じます。これを市の財政の中で、厳しい財政の中でやりくりができるかどうかは検討課題だと思っておりますけれども、可能な限り何とかというふうに思っております。少なくとも3割の方だけが不利な形にならないような対応を考えたいというふうに思っております。

以上、再質問にお答えをいたしました。

○議長（河野 司君） 環境経済部長。

○環境経済部長（岡野 勉君） それでは、梶山議員の再質問にお答えをしたいと思います。2点の質問でございます。

まず、県のセーフティネット資金についての申込件数ということでございます。これにつきましては、11月28日現在でございますが、58件の申請がございまして、それすべて市として認定をいたしております。それと県下の状況ですけれども、同じく11月28日現在で1,549件ということで聞いてございます。

続きまして、2点目の奈良県の例を挙げていただきまして、小口簡易資金は1,250万円上限で今貸し付けを行っておりますけれども、今回のセーフティネット資金の関係で、奈良県は保証率の1%でしたか、例もこう挙げられていたと思います。市におきましては、先ほどもお答えしましたとおり、小口簡易資金の利子補給ということで長年続けておりま

して、大体2.4の小口簡易資金の貸付利率なのですけれども、そのうち0.6%を利子補給させていただいているという状況でございます。セーフティネット資金については保証料率は、県の場合ですと0.85%ということで、そのうち1%とかいうご提案だと思えるのですけれども、現在のところ、この利子補給制度を活用いただいて、小口簡易資金の利活用をお願いしたいというふうに思います。ただ、先ほども言いましたとおり、県下の状況で守山市、高島市の例も挙げましたとおりでございますし、また周辺市の状況等も注視をしたいというふうに考えておりますので、よろしくご理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（河野 司君） 梶山幾世君。

○9番（梶山幾世君） 前向きな答弁をいただいて、市長の方から定額減税につきましての思いはわかりました。確かに給付していくにはさまざまな課題があるかとは思いますが。まあ、市場にお金が回るかどうかというのは、やってみないとわからない、手元に入ってみないとわからない部分があると思うのですけれども、多くの方は、私が伺うところによりますと、楽しみもいっぱいあって、早くいただきたいという声を聞いておりますので、できれば年度内に渡せるようにしていただきたいと思っておりますが、この流れでいきますと、見通しはどうなのでしょうかね。どのぐらいの、野洲市としては今年度中にお渡しできそうなのか、4月以降になるのでしょうか。その辺まではわかってないのでしょうか。まあ、ちょっとまだ……。ごめんなさい、済みません。まだ国の方の関係もあると思えるのですけれども。

あともう一つ、私も渡ってみないとわからないと言いましたけれども、市長は、市場にお金が回るかどうか、手元に入っても。その辺が活性化になるかどうかということをおっしゃっていましたけれども、市長独自でこの市場にお金が回る方法という、個人的なお考えがとおりなのでしょうか。何かこう、別の形でお金にかわるもので渡すとか、一応国は3つの方法を今とっておりますけれども、あるのかどうか、再度お伺いしたいと思います。

経済対策の方なのですけれども、今、保証協会の方でお金を借りている方は事前に、例えば100万円を申請して借りると、既に8%だと20万円引かれて、引かれた金額しか手元に戻ってこないから、それだけ必要だと、それ以上の金額を借りなくちゃいけない。保証料率を加えた分を借りなくちゃいけないということで、大変なのだという声も聞いておりますので、ぜひその辺も再度、奈良県も一生懸命そういうことで、多少1%でも取り組んでおりますので、再度その辺、もう一度考えていただければということで、これは要

望にしておきますので、よろしくお願いいたします。

いずれにいたしましても、新しく市長もかわりまして、本当に野洲市民の皆さんはどんなに変わるのだろうということで大きな期待を抱いておられます。野洲がもっと元気にもっと明るく、本当に快適で住みやすいまちにしてほしいということで、最近、市長はどうですかというふうに聞かれるのですけれども、まだそんなに時間が経っておりませんので、私もよくわかりませんが、とにかく市長室も公に出口も変えていただいて、見通しもよくしていただいて、本当に一人ひとりの声を聞いて施策に活かしていきたい、喜んでいただけることを惜しみなくしていくということでおっしゃっておりますということを、今、聞かれる人に言っているのですけれども、やはりもっと元気な野洲にしていくためには、一人ひとりが悩んでいること、今おっしゃったように、企業にしる、家庭にしる、個人にしる、それぞれ抱えている悩みの重さを軽くしてあげないと、幸せにはならないと思うのですね。やっぱり幸せというのは、心が軽く笑顔の出る生活でないと、本当に楽しいとは言えないですし、つい最近私が読んだ本の中に、脳学博士ですか、の茂木健一郎さんが翻訳されている本で、読まれた方もあるかもわかりませんが、『「脳にいいこと」だけをやりなさい』という本が最近出版されて、本屋さんに並んでおりますけれども、これを読ませていただきました。そうすると、幸せというのは明るいところにやってくる、暗いところには幸せはやってこない。道理でわかるのですけれども、何ですかね、「笑う門には福来る」というそういう言葉もありますけれども、やはり野洲市民が明るく元気に、マニフェストにありますように伸び伸びと生活ができるようになると、相乗効果でもっと景気の方もよくなっていくのではないかなというふうに思いますので、やはり行政の方もこれから市民が相談に見えましても、本当にこう笑顔で帰っていただけるような関わりですね、そういったことやまた今回青森県の方が提案されたように、そういった提案もどんどんしていただいて、私たち議員もまた勉強しながら提案して、野洲市のために一生懸命頑張りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上で終わります。

○議長（河野 司君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 梶山議員の再々質問にお答えをいたします。

まず、定額給付金の実施時期ですけれども、これは政府レベルでは年度内という前提になっておりますけれども、国の補正予算がつかない限り実施できませんので、動向としてはそういうことかなと思っています。



それと、市場にお金が回る仕組みといいますのは、現在、雇用不安が大変厳しくなっております。それと、経済の先行き不透明感。ですから、そういった雇用に対する不安ですとか社会的な動きに対する、福祉も含めて、国レベルでいわゆるセーフティネットがきちんと張られないと、なかなか家庭からお金が支出されないのではないかというふうに思っていますので、市としてもそのあたりは、市の施策の中では取り組みたいと思っていますけれども、やはり国レベルで雇用対策等が積極的に合わせわざで取り組まれることが必要かなというふうに考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（河野 司君） 次に、通告第4号、第18番、三和郁子君。

○18番（三和郁子君） 山仲市長におかれましては、市民の皆さんの信託を得られ、11月6日の第5回の臨時議会、そして今回のこの第6回の定例議会に臨まれました。私は市長に、市民の目線で、市民感覚でしっかりと市政に臨んでいただけることを望みながら、今後も是非を問いつつ質問をしてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

さて、06年末から利払い延滞が始まったといわれるアメリカのサブプライムローンの破綻に端を発した金融混乱は、オイルへの異常な投機、また投資や銀行、保険業界の世界規模の破綻や不安へと波及しました。先般のG20金融サミット後も、好転の兆しは今もってうかがえません。日本にとってもその影響は多大なものがあります。株の暴落、大幅な円高、金融の悪化、企業収益の悪化など、景気後退へと連鎖し、今や国難ともいえる未曾有の事態に立ち至っております。

財政再建途上の野洲市にとってもその痛手は大きく、20年度的大幅な財源不足へと影を落としております。その影響は一過性のもではなく、回復に数年を有すると言われるこの金融・経済の混乱、景気後退は、21年度以降の予算編成にあたっては難渋を強いられるものと推量されます。さらに当市が実施中の22年度を目標年次とする財政改善計画の数字的裏付けに重大な乖離が生じる事態から、もはや避けられないものと覚悟しなければなりません。

このような暗い世情の中、京セラ株式会社は10年春の稼働予定で、大規模な太陽電池工場を野洲に建設することを、11月14日発表されました。これは当市の雇用促進や将来の財源確保への貢献が期待されるものであり、職員さんの努力が実を結んだものと評価させていただきます。

さて、財源不足及び財政構造の硬直化が深刻化し、財政非常事態が発せられた中での予

算編成が始まるこの時期、旧野洲町時代から毎年のように同じことを申し上げてきました。整理して申し上げますと、①予算規模は緊縮でなくてはならない。②歳入に見合った予算編成でなくてはならない。③予算は複数年度予算を強く意識しなければならない。④起債は将来的負担が増加しない適正な規模でなくてはならない。⑤基金取り崩しによる安易な財源依存は厳に慎まなければならない。⑥健全な財政運営の基本は、適正な基金が確保されていなければならない。⑦推進中の財政健全化計画は、この計画を実施してもなお硬直化した財政構造を改善するに至らず、数年後には基金が枯渇するという自明の上に成り立っている。市民の安心が得られる計画に見直しが必要であるなどを質問してまいりました。

しかし、明確な意図が感じられる予算提案は少なかったと記憶しております。残念なことに、その結果が今日の姿になっているものと認識しております。市長としては21年度当初予算の編成が初めてとなります。このような中、11月25日、21年度予算編成方針が通達されました。この方針の中には、毎年申し上げてまいりましたこれらの課題のほとんどに言及があり、明確な数値と意図のもと、予算編成が指示されておられます。ようやく市民の目線にかなう共通認識ができるのではないかと、大きな期待と評価をさせていただきます。

さて、新市長の市政運営にあたっての理解と議論を深めることができればと思料し、提言も含め質問をいたします。

第1点、予算編成方針によれば、21年度の市税減収を20年度当初予算対比8億円程度と予測の上、財政基金繰り入れ8億円、総額164億円の予算編成構想が示されております。しかし、昨今の企業業績、雇用状況、倒産件数などの報道からも、企業収益は未曽有の減収が既定事実となりつつあり、20年度会計での市税減収試算額10億円からすれば、8億円の減収予測は少な過ぎるように思われます。税収は期待値での予測は禁物、下ぶれしたときの危機管理を念頭に予算編成することが鉄則であると私は考えます。減収予測8億円の根拠、あわせて起債規模と基金確保の規模をお伺いいたします。

第2点、予算方針にある、それぞれの施策においては別に通知する、施策改善目標をもとに編成するものとする、とあります。主なもののその具体について説明を求めます。

第3点、推進中の財政改善計画では改善効果に不充足感があること。また、不測の景気後退が発生したこともあり、計画の数字的裏付けに重大な乖離が生ずる事態が明確となりました。市長もこの計画の見直しと強化を強調されておられます。その納期と見直しにあたっての強化ポイントはどのようなものか、お伺いいたします。

第4点、強化施策として効果的、効率的な行政運営の設定があります。当市には効果的、効率的行政運営により、さらなる合併効果を求めなければならないという共通の認識があると考えております。行政としても最優先、最重要課題としての位置付けのもと、一段の具体を図らなければならないタイミングにあります。しかし、その施策の位置付けは強化施策での設定にとどまっております。市民の目線からも最も注目されているテーマであり、重要度の観点から、若干の意識のずれを私は感じます。

第5点、当市では第一次総合計画に沿った次年度予算編成に向けてのローリング実施計画会議が行われ、3年くりで事業の精査が行われております。民間で言えば、次年度の経営方針と収益の組み立て、及び複数年度の期間計画を決定する最高意思決定機関、取締役会に相当するものであり、その成果と責任は株主総会で厳しく問われ、株主に不利益を生じさせた場合は職を解かれたり、会社を追われることとなります。しかし、自治体においては民間のような責任の問われ方はありません。私はこのローリング実施計画会議で決定される施策・事業がしっかり精査されているのだろうかという疑問を感じるがありました。

最近の施策の中から2例を挙げてみますと、その1つが地域商業施設の設置補助2,000万円×5年、合計1億円の事業です。この事業計画には、3月議会で疑問提起をさせていただきました。しかし、9月議会で事業取り消しの補正が提案され、突然姿を消しました。市民の目線で見れば、明らかにおかしいと思われる事業が平然と提案され、平然と取り消されるこの現実。

2つ目が、3月議会の討論において精査不足を指摘させていただいた有隣館の建設事業ではないでしょうか。この案件は1969年に10年の時限立法として制定された、同和对策事業特別措置法及び関連法に準じて設置されたもので、当市には同目的の施設として、有隣館のほかに地域総合センターがあります。その後、同法は2002年に終結し、同和对策事業措置の上位根拠法がなくなりました。このような背景を踏まえれば、同じ目的の2施設を維持しなければならないという行政運営上の根拠は薄れたのではないのでしょうか。重点施策への位置付け変更を提言すると同時に、鉄は熱いうちに打て、新市長だからできる新鮮な感覚と強いリーダーシップによる迅速な施策推進を求めますが、お考えをお伺いいたします。

また、財政非常事態にある当市にとっては、さらなる合併効果を求めなければならない状況の中で、重複する施設への新規出費は禁物です。1施設に集約したサービス提供を模

索することが今の当市における適正な行政運営の本筋とも私は考えます。上位の法律的根拠と地方分権の中で、今後の同和施策をどのように整合させるかという施策選択、方向付けのはざまにあることを考えれば、施策決定が拙速過ぎたと思わなくてはなりません。会議の参加メンバーの意思では反対し切れない強い力が働いた案件もあったかと想像はしますが、ローリング会議参加のメンバーの方には、大いに反省を求めたいと思います。

幸い市長は、予算編成方針の中で従来のあり方に対し風穴を開けようとする意思が伺われます。この観点から、市民の目線にかなう正当なローリング実施計画の立案機能を確立するための理念・手法についてお考えをお伺いします。

あわせて、税の使い道の透明性、情報公開の意味合いから、ローリング会議を公開すべきと考えますが、その意思についてもお伺いします。

次に、ネーミングライツによる財政的メリットの創出についてお尋ねいたします。

ネーミングライツとは、施設や道路の名称にスポンサー企業の名称、ブランド名、商品名などを冠するといった、命名の権利を付与するものです。施設命名権とも呼ばれています。このことにより、施設の設置者にとっては、命名権付与による対価を得る財政的メリットを創出することができます。一方、命名権を獲得した企業にとっては、1、施設名称のメディア等への露出による知名度の向上、2、文化芸術・スポーツ振興などに寄与していることによる企業イメージ、ブランドイメージの向上、3、営業効率や従業員意識の向上といったメリットが双方にあります。代表的な例では、野球でおなじみのヤフードーム、京セラドーム、味の素スタジアムなどがあります。

このネーミングライツは、今や全国各地の自治体で募集が盛んに行われるようになり、ネット検索すれば数え切れないほどの募集ニュースが掲載されております。野洲市にも、立地・規模を考慮して候補を挙げるとすれば、文化ホール、総合体育館、図書館などはネーミングライツ施設として魅力的な存在と考えられます。契約期間は2年から5年程度、契約金は年数十万円から数百万円、安定的な財源補強として貢献が期待できます。京セラ、村田製作所、P & Gなどへのアプローチを開始してはいかがでしょうか。提言し、お伺いをいたします。

○議長（河野 司君） 市長。

○市長（山仲善彰君） まず、三和議員の市政運営及び21年度予算編成の検証についてのご質問にお答えをいたします。

第1点目のご質問にお答えをいたします。平成21年度の市税の見込みにつきましてで

ありますが、今年度の市税収入を前提に考えておりました、今年度は約 9 1 億円で見込んでおりました、当初。最終的には、先ほどご質問にありました 1 0 億円というのは、切り上げた法人市民税の減収でありまして、固定資産税の増等を加味しますと、最終的には約 6 億円の減収を見込んでおりました、約 8 5 億円の市税を見込んでおります。したがって、今年度 6 億円減ったという前提に立ちまして、来年度さらに 2 億円の減収を見込むということで、8 億円の減収を算定、推定したものでございます。

次に、起債の規模であります。現在、予算要求が終わって、これから査定に入る段階でありますので、大まかなところしか申し上げられませんが、新年度の市債発行につきましては、借換債を除くと、投資的な事業への充当の予定の起債といたしましては、約 1 0 億円を少し上回る程度を見込んでおります。

また、基金確保の規模につきましては、約 8 億円。今年度の取り崩しの残額を見込みまして、最終的に基金の額としては約 8 億円を見込んでおります。ただし、将来的には減収等厳しい今後の財政状況を乗り切っていく、安定した行政運営を図るためには、今年度の法人税収の落ち込み等から勘案しますと、今回の減収額の 2 年から 3 年分ぐらいの基金を、約 3 0 億円ぐらいになりますけれども、確保するのが適当かなというふうに考えております。

第 2 点目のご質問にお答えをいたします。施策別改善目標につきましては、現在、庁議におきまして最終調整をいたしております。ご質問に対しましては、検討過程の内容であることを前提にお答えをさせていただきます。特に重点施策に関わって数点をご報告させていただきます。

まず、子育て・子育て支援の充実施策におきましては、ファミリーサポートセンター事業の機能向上や、児童家庭相談事業の強化を目標として定めたいと考えております。学校教育の充実施策におきましては、義務教育施設の耐震化に向けて設計関係業務の完了等、事業の円滑な推進を定めたいと考えております。高齢者福祉の充実施策については、グループホームや小規模多機能施設等、高齢者が地域で共生できる拠点施設の充実に努めたいと考えております。

3 点目のご質問にお答えをいたします。財政健全化計画の見直しと計画の強化についてでございますが、現在の中期財政見通しでは、平成 2 2 年度には、議員ご指摘のとおり、基金が底をつく推計となっております。したがって、歳入歳出全般にわたってさらなる健全化の計画の策定が必要となりますことから、策定期間については、当然平成 2 2 年度

予算編成に反映できるよう計画の見直しを行いたいと考えております。

また、強化ポイントにつきましては、まずは現行の財政健全化計画で未達成となっている一般行政経費における無駄の排除、投資的経費の抑制や補助金の見直しを図るとともに、歳入面では自主財源の確保対策の観点から、未利用の市有地の運用や売却といった財産収入の確保や、受益と負担の原則に基づく使用料の適正な見直しを進めていくことが必要であるとと考えております。

4点目のご質問にお答えをいたします。予算編成方針大綱の中で述べている重点施策とは、施策評価制度における機動的な議論に基づいて分類された強化施策以下3つの分類の上に立ちまして、私市長の施策として、特に推進する必要があると考えた施策をまとめたものであります。

ご質問の効果的、効率的な行政運営施策は、重点施策に位置付けております長期的展望に立った財政運営・施策の実現に大きく寄与、または関連する施策として位置付けて精力的に推進したいと考えております。この観点から、今日までの取り組みをさらに強化し、水準の向上を大きく図るべき強化施策として位置付けているところでありますので、ご理解をお願いいたしたいと思っております。

第5点目のご質問にお答えをいたします。本市のローリング実施計画につきましては、策定年度を含む先3カ年において、政策的に特に推進すべき事業を対象にしております、必然的に事業費規模が大きいものが中心になっております。このため、ご質問のローリング実施計画の立案機能を確立するために最も重要視されるべきことは、将来の財政見通しを踏まえるということであると考えております。このための手法といたしましては、その前提となる財政見通しを、社会経済状況の変化に応じて随時見直し、策定することが必要であると考えております。また、市民がどのような事業を望んでおられるのか、将来を見据えて今何を始めるべきかを、十分に議論することが重要であると考えており、このためには行政評価制度や予算編成方針等における政策的な議論を、段階を踏まえて体系的に行えるよう、政策策定機能の強化を図ってまいりたいと考えております。

なお、行政評価制度において設置しております外部評価委員会に対して、今年度と同様、政策的な事業を積極的に付議することや、一層の情報公開や情報提供などにより、市民の視線を踏まえた計画策定に努めたいと考えております。

次に、ご質問のローリング計画の策定のための会議は、これは庁議で行っておりますが、この庁議そのものの公開につきましては、政策形成過程の作業であり、現時点では公開の

実施は考えておりません。しかしながら、庁議結果の公表につきましては、早期に実施できるよう検討したいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

次のネーミングライツによる財政的メリットの創出に関するご質問につきましては、総務部長の方からお答えをさせていただきます。

○議長（河野 司君） 総務部長。

○総務部長（前田健司君） それでは、三和議員の２点目のネーミングライツによる財政的メリットの創出についてのご質問に、私の方からお答えをさせていただきます。

施設命名権、いわゆるネーミングライツの導入につきましては、議員言われますように、施設側にとりましては収益が得られ、また、スポンサー側にとりましては施設来場者へのPRやさまざまなメディアへの露出、掲載等によりまして、企業名や製品名の認知度向上等の効果が得られます。また、それ以外におきましても、その施設の地域社会への活性化に貢献することにつながるなどの利点がございます。ただいま議員よりご提議いただきました京セラ、村田製作所等へのアプローチにつきましては、市の施設が企業の求める効果・メリットを得られるものかどうかにつきまして、今後打診などの努力をしてまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（河野 司君） 三和郁子君。

○18番（三和郁子君） ただいまの市長の方から市政運営、21年度予算編成にあたりましての詳細につきましてのご答弁をいただきました。今後に期待をしておきたいと思えます。

ただ、あと1点ですが、市長は庁舎の統合をはじめ施設やサービス重複について、改善見直しを示唆されておりますが、今、精査されているさなかかと思えますけれども、ただいまの現在ですね、お考えをお聞かせ願えたらとまず思います。

それと、ネーミングライツによる財政的メリットでございますが、このネーミングライツについては前向きなご答弁いただきました。このネーミングライツを出しましたのは、例えば昨年の9月の議会の条例改定で、保育料が年額2,400円の値上げがされました。この値上げ額に現在の園児数を掛け合わせますと、およそ215万円ということでお聞きしております。私はこの215万円の額であれば、このネーミングライツで十分な財源が確保できるのではないかなと思いつつながら、こういう提案を出しております。と申しますのも、ただいま現社会には本当に子育てに費用が想像以上にかかっております。年間2,4

00円と9月議会ではおっしゃいましたが、子育ての中では年間の2,400円が本当に大変なのですね。野洲市では、子育て支援等も本当に重要課題として施策の中にうたわれております。ですから、私はこの年間215万円あればこの保育料が値上げされなくて済むなということで、去年の9月議会から、去年じゃございません、9月議会からこの12月の議会の間考えたのが、このネーミングライツによる収入ということで今回提案させていただきましたので、このことも踏まえながらお考えいただければというふうに思います。

まず、市長に、先ほど申しました庁舎の統廃合等々につきましてのご答弁がいただければと思います。

○議長（河野 司君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 三和議員の再質問にお答えをさせていただきます。

庁舎の統合につきましてであります。現在、ここの本庁舎と旧中主町の分庁舎にまず大きくは分かれております。この点につきましては、やはり機能上、大きな課題があると思っております。ただ、市民サービスの観点からしますと、当然これは窓口サービスは現在それぞれの場所で必要だと思っておりますが、政策策定の機能ですとかそのあたりについては、やはり常時同じところにあるのが好ましいと思っております。ここ1カ月余り執務をさせていただいた中でも、例えば環境の問題、経済の問題、そして農業の問題、これ議論するにしても、即時性がかなり損なわれております。こういったことからしますと、いずれかの場所で統合ということが好ましいと思っておりますが、来年度予算を見ましても、全体で6億5,000万円ぐらいを削減、今年度と比較して削減しないといけません。その中ではやはり市民サービスについては、極力削減を抑えたいと思っておりますし、必要な投資的経費については優先的にこれもつけていきたいと思っております。そういうことからしますと、今、不便ではありますけれども、課題としてきちっと位置付けた上で、その地域のご意見あるいは議会のご意見を伺った上で、統合に向けた作業を進めていきたいというふうに思っているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（河野 司君） 三和郁子君。

○18番（三和郁子君） ありがとうございます。今後に期待をいたしております。

私は同和行政の方向付けに関連した中で、ハード・ソフト面のバランスを考慮し、有隣館の建設の行方についてその経過を大いに注目していきたいと考えておりますことと、市



民の目線にかなった今後ローリング計画の制度がどのように高まっていくのか、検証させていただきながら注目していきたいと思います。

最後に、ここ数年に重要な方向付けとなる21年度当初予算、そしてまた財政改善計画の見直しに、私は、任せてよし、安心してよしの山仲善彰新市長に期待をしながら、質問を終わらせていただきます。

○議長（河野 司君） 次に、通告第5号、第12番、中島一雄君。

○12番（中島一雄君） 第12番、中島一雄でございます。

私は、野洲市の耕作放棄地についての質問をさせていただきます。野洲市の農業施策について、特に耕作が放棄されて時間が経っている農地に関わる実態とその対策についてお伺いいたします。

かつて我が国の主産業であった農業は、高度経済成長時代から一貫して耕地面積や就業人口が減少し続け、若者たちにとって農業が魅力ある職業でなくなって久しくなった今日、ついに食料自給率は40%となり、先進国中最低レベルとなってきました。毒入り餃子事件から産地偽装など、頻発する一連の食料品にまつわる事件を見ますと、私は、食の安全と共に農業という産業自体について、その存在の意義を改めて考えざるを得ません。

さて、野洲市におきましては、農家戸数は昭和55年からの25年間で約半減し、平成17年度の数字で約1,400戸余りになってしまっていますが、しかし、それでもその担い手となっている重要さから、農業は相変わらず市の根幹をなす産業の1つであり、また存在でありまして、これを守り、その発展を目指して国、県と連動しながらこれからも必要な施策に取り組んでいかななくてはならないと考えます。

そうした中で、サブゾーンと言われる区域で、また、ほ場整備がされていない他の地域において、耕作放棄地が目につくようになっていきます。恐らく、これらの土地の所有者にはそれぞれに耕作が続けられない事情があるのですが、しかし、こうした耕作放棄地がこのまま放置され、また増加していきますと、隣地への迷惑はもちろん、地域の環境美化の面も衛生面からも、さらにはその地域、いや、その市の農業への取り組みへの姿勢をも問われかねないと思えます。決してこの問題は当該土地の所有者の個人的な問題ではなく、市の、ひいては国の農業に関わる根幹的な問題をはらんでいると言えます。そこで、次の点についてお伺いいたします。

1つ、耕地が放棄された農地の実態の把握のための取り組み方法を、どうなっているのかお伺いいたします。

2つ目、耕作が放棄された農地についての現在の野洲市の実態は、どのようになっておりますか。耕作放棄田が多く存在する地域、面積、筆数、所有者数と耕作放棄農地に対する意識などがございます。

3つ目、耕作が放棄された農地について、農地に復元するための具体的な施策は、現在、市にあるのか。ある場合はどのようなものか。ない場合は、また今後の方向は。

以上、お尋ねいたします。

○議長（河野 司君） 環境経済部政策監。

○環境経済部政策監（土肥義博君） それでは、中島議員の耕作放棄地のご質問にお答えいたします。

1点目の、耕作が放棄された農地の実態把握のための取り組み方法のご質問でございますけれども、今年度、農水省から調査依頼を受けまして、8月に農業委員会が実施いたしました農地基本台帳整備調査、これは毎年、いわゆる八一調査と言っておりますけれども、を活用いたしまして、2年以上耕作をされていない農地を調査いたしました。また、この調査に基づき、9月から10月にかけて農林水産課の職員による現地踏査を実施いたしまして、耕作放棄地がどのような状況にあるか、把握に努めてまいりました。

2点目の、耕作が放棄された農地について、現在の本市の実態のご質問でございますけれども、1点目の調査結果では、耕作放棄地の多い地域は、西本議員の答弁とも重複いたしますけれども、旧野洲川北流地域の畑地開発区域、それから、議員ご指摘のサブゾーンのいわゆる富波甲、辻町区域、それからあと山手の大篠原区域でございます。この辺で多く存在してございます。そのトータル面積につきましては、精査中でございますけれども、合計で大体今、29ヘクタールでございます。筆数は778筆ございました。所有者数については、実際ちょっとまだ事務的にそこまで間に合っておりませんが、大体市の全般の傾向からいたしますと、筆数の大体3分の1程度というふうに考えてございます。そういたしますと、250人ぐらい以上はいらっしゃるのかなというふうに思われます。

なお、今回の調査では、放棄地に対する意識調査はまだ実施はいたしておりませんので、把握しておりません。把握できておりません。

3点目の、耕作が放棄された農地について、農地に復元するための具体的な施策の有無のご質問でございますけれども、具体的な施策というのはちょっとまだございません。まずは、今月中に農業委員会と農業組合長、それから農協、農業共済組合、土地改良区、担い手農業生産法人、集落営農組合、消費者、実需者、それからあと市役所の代表で構成を

しております野洲市水田農業推進協議会、これを野洲市耕作放棄対策協議会として開催をし、関係者等のご意見もお聞きしながら、今年度中に耕作放棄解消計画というのを策定をさせていただきますまして、23年度までにその計画を着実に実行するための措置を講じてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（河野 司君） 中島一雄君。

○12番（中島一雄君） それでは、再質問をさせていただきます。

午前中、西本議員からも一部放棄地に触れられましたが、私なりに再質問をさせていただきたいと思っております。放棄地が放棄された土地の把握につきましては、国の依頼によって実施されたとのことですね。農業を取り巻く環境の厳しさは今後も続いていきそうでした、耕作放棄地が今後も増えていく要素は多分にありそうです。毎年現状の変化を細やかに把握し続けることは大切ではないかと思っております。農地への復元を容易にするためには、できるだけ早い段階での放棄地の発見・把握が必要だと思います。

そこで、1点目の再質問をさせていただきます。今後、毎年、または一定年数をあけたとしても、今回のような調査を野洲市独自において実施される考えがあるのかどうかをお伺いしておきます。

次に、耕作放棄地の面積について回答がありましたが、29ヘクタールといいますと、約290反ということですね。筆数で778といいますと、1筆あたり、つまり農地1枚あたりは割と小さく、やはり1つですね、やはり放棄田はほ場整備事業などが未整備な区域に集中していることがわかります。

さて、放棄地と一口に言いましても、その状況はさまざまございまして、ほんの2、3年前まで耕作がされていたもので、除草、いわゆる耕起作業をすることで割と簡単にもの農地に戻るものから、10年、20年放棄されていて、樹木が繁茂しているものまであります。このようないろいろな状況の土地を、一くくりに耕作放棄地としましては、後に効果的な対策の立案はできないと思います。農地への復元の困難度といったものを基準として、そのレベルに応じて区分けすることが合理的だと思います。例えば、誰が見ても森、いわゆる竹やぶと化したものから農地への復元には大がかりな開墾が必要となります。しかし、費用面から個人的ではもちろん、行政でも困難となったら、復元不可能となってしまうが、こうした農地への復元が難しい土地についての区分けと処置について、現段階では何か市としての考えはあるか、これが再質問の2問でございます。

次に、250人の該当土地所有者ということをございましたね。この土地所有者に対する放棄地に対して、意識調査はしていないということですが、これは幾ら有識者・関係者が集まって議論をしても、実のあるものにはならないと思います。今たくさん述べていただきましたけれども、23年度までにその計画を講じるとのことですが、重要なポイントは、放棄地に至った原因、まず原因ですね。耕作再開の可能性の有無。次に、小作に出せるか、また、当該区域への大規模な農業投資への期待の有無ですね。現在の気持ちなど、生の声を聞き取らなければ、事は始まらないと思います。また、私の隣にも専門家がおられますが、主となる不耕地が結構あるとも聞いております。これは私も何回も聞いているのですけれども、何でしないのかなという思いも持っております。そういうことも含めまして、再質問させていただきます。

以上です。

○議長（河野 司君） 環境経済部政策監。

○環境経済部政策監（土肥義博君） それでは、中島議員の再質問にお答えを申し上げます。

1点目は、今年度は農水省がやれと言われたからやったという点、毎年やるのかというところをございますけれども、基本的には、いわゆる農地台帳調査というこの基本調査とあわせて、農地基本台帳は農業委員会さんがやられているものが、これは毎年やらないといけない形になっておりますので、それで、それとあわせた形でフォローができるのかなというふうに思っています。あと、もちろん現地調査まで、どこまで踏み込むかということについては、またこれはちょっといろいろな費用の関係もありますので、そこはちょっとまた内部で調整の上、検討してまいりたいというふうに考えております。

それからあと、2点目のいわゆる耕作放棄地について、いろいろあるじゃないかというご指摘かと思えます。これは実はうちの方も、農水省からマニュアルが来ていまして、マニュアルは農水省のホームページとかを見ていただければ出てくるのであれなんですけれども、信号の色ではないのですけれども、緑・黄色・赤と、こういう形で分けています。緑というのは、人力と農業用機械で草刈り等を行うことによって、直ちに耕作することが可能な土地というのを、これ緑と分類させていただいています。あと、黄色というのは、草刈りぐらいではまだまだ難しいけれども、基盤整備までやれば、何とか農業ができるのじゃないかというものでございます。基盤整備というふうな話になると、当然これはいわゆる地権者の地元負担が絡んできますので、そこまでやっていただけるかどうかというの

は、先ほどのお話にもあるかと思いますが、当然その地権者らのご意向も聞きながら、解消計画を考えていかないといけないというふうに考えております。もう1点は、森林・原野化している、見た目で申し上げますと、例えば先ほど申し上げたような旧野洲川の北流の地域やその辺、もちろん区域をどの辺というところまで私もまだ新米、いや、新米ではありません、きちっとここというところまでは特定できませんけれども、その辺のエリアでどうしてもなかなか復元しようと思っても難しそうだなというところがあるかと思えます。そこは農林水産課としてとりあえず赤で分類しました。ただ、赤にしてから、次は農業委員会のご判断が入るわけです。農業委員会としては農地を守っていくというお立場でございます。ですから、当然のことながら、見た目で我々は赤というふうに言っても、やはり農業委員会さんの方は、農地を守る立場だということもあり、もうちょっと何とかならないのかというような、そういうご意見もあろうかと思えます。ですから、その辺については、農地を守るという立場で、当然、市部局としてはそれをどういうふううまく農業をしていただけるかという施策を打っていかないといけないですし、あと農業委員会の方のお立場からすると、農地をどういうふう守っていけばいいかという、そういう本当にこう両輪になった形で農地を守っていくと、そういう姿勢が重要になってくるかというふうに思っております。

先ほどの繰り返しになりますけれども、地権者の意向は、先ほど立ち上げると申し上げておりました、耕作放棄対策協議会というようなところで、例えば地元の農業委員さんとかを通じたような形とか、いろいろなやり方はあろうかと思えますけれども、当然その地権者、あるいはその集落の方のご意見も聞きながら、対策を講じてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（河野 司君） 中島一雄君。

○12番（中島一雄君） ありがとうございます。努力をさせていただいていることは、順々に認識をいたしました。流れも大体お聞きさせていただきました。色分けもですね、この辺のところは私も知っているのですが、実際に放棄地が非常に多いということについて、やはり市民からも、朝からも西本議員からも花を植えたらどうかという話もございました。これはまあ、どうするのだということをしょっちゅう言われますわ。どうなっているのだということをね。そういうことにやはり真剣に取り組んでいただいて、先ほども申しましたうちの議員も専門家で、「中島さん、いくらでも結構何とかなる不耕地があ

りすよ」ということをもう常に私、聞いていますので。コミュニケーションを図っておりますのでね。そういうことも含めまして、今後ともご努力をいただきたいと思っております。

どうせまあ、これはちょっとまたきつい言い方もわかりませんが、どうせ農地に戻らないのなら、その用途を変更していくことも仕方がないかという思いが、市全体から見ましたら、土地利用を考えていくことも探ってはどうか、この辺のことについてもちょっと一言お答え願いたいのです。ちょっとこれは離れるかもわかりませんが、農業の関係と。

それと、割と見逃されているのが、集落周辺の農地の放棄地であります。高齢者の畑耕作離れにより、防水シートがされまして、雑草だらけの畑をあちこちで見かけるようになりました。この状況の放置は、生活の場である集落に近いので、一層深刻であるわけでありまして、こうした集落周辺の畑の放棄地対策の1つとして、農業資格云々にこだわらず、一般住宅の建設に道を開くなど規制緩和も必要ではないかと考えるが、市の考えはいかがか、お伺いしたいということです。

いろいろと申し上げましたが、何日か前、テレビでこんな風景を見ておりました。見られた方もおられるのではないかと思います。美しい日本の原風景のような夕映えの棚田が、高齢化が進んだ中で耕作放棄が続き荒れ放題。そこで、都市の大学生が仲間と手作業で耕作をし、秋に見事な稲穂を実らせたということでした。見た人はこのように見られたと思います。私はもう感激しながらも、しかし、若者たちの耕作の継続は難しいものだから、また放棄地に戻るだろうと悲観的に考えながら見ておりました。きちっと現状を把握して、そして土地利用者の方々の真の気持ち、状況などをぜひともつかみながら、有効な対策の立案をぜひお願いいたしまして、私の質問を終わります。

○議長（河野 司君） 環境経済部政策監。

○環境経済部政策監（土肥義博君） 中島議員の再々質問にお答えを申し上げます。

まず1点目、もう農地に戻りそうもないやつ、どうしたらいいのというご質問かと思えます。これは私どもも当然これ、農業委員会さんとまた一体的にいろいろ議論しながら、それからあと、さらには、先ほど申し上げました、今月中に立ち上げます耕作放棄対策協議会の中でも、当然地権者の意見も踏まえながら考えていくわけですがけれども、もう一つの動き、耕作放棄調査の動きとはもう一つの動きとして、これはローリング計画の中にも書かせていただいておりますけれども、今年度と来年度で農業振興地域区域計画の見直し

をさせていただくと。これは今まではそれぞれ旧野洲町、旧中主町と、そういう形で農業振興地域区域計画を立てておりましたけれども、それを合体しよう。逆に、今の青地、白地をそのまま合体するだけだったら作業は簡単なのですが、そういった形ではなかなかやはり、今までのそれぞれの2町での農業振興と、また野洲市全体としてというのはやはり違っていかるべきかなというふうにも考えております。ですから、そういった中では、いろいろな議論もこれから我々は年明けから、学区単位で農業者を集めた懇談会を設けようかと思っています。ですから、そういった中でいろいろな議論、先ほどあったようなちょっとした畑をどうにかならないのかとか、そういったようなところの話もまたあるかと思っています。そういった話も含めて、議論を深めてまいりたいと思っています。

それからあと、それがもし青地の場合、どういうふうになるかというところなのですが、これも、できればもちろん住民の気持ちからすれば、ちょっと規制緩和してほしいなというところはあるのですが、他方で、食料自給率40%で、この辺は議員からおっしゃっていただいた、これを今50%にしろとって農林水産省は頑張っております。それで、12月3日に農地改革プランというのを農水省が出しております。その中では、もっと青地の転用を厳しくしましょうと、そういうふうになっています。それで、そういうふうになっているものを、12月3日の経済財政諮問会議の中でも議論されたわけですが、そういう農地制度をもっと厳格化しようというような法改正を次期通常国会に出されるような話も中に出てきておりました。ですから、いわゆる青地を白に変えるというのは、これからはだんだんと厳しく、やさしくなるよりは厳しくなる方向に国の方は向いていると、そういうことだけちょっとご理解を賜ればと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（河野 司君） 暫時休憩をいたします。再開を2時50分といたします。

（午後2時27分 休憩）

（午後2時50分 再開）

○議長（河野 司君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告第6号、第5番、内田聡史君。

○5番（内田聡史君） 5番、内田聡史でございます。

この議会におきまして、2問の質問をさせていただきます。

まず1点目に、自主財源の確保についてお伺いいたします。地方自治体の財政は、平成16年度からスタートした国の三位一体の改革と長引く景気の低迷の影響を受け、大変厳

しい状況にあり、主要財源である税収の落ち込みは顕著であります。そのため、今後も徹底した歳出の削減、歳入の確保に努力されているところであります。地方分権が叫ばれる中で、地方主体の政治を考え、行政運営を進めるためには、財源の確保が不可欠と誰もが認識をするところであり、国は地方に対して仕事をくれても、財源はなかなか回してくれません。本市においても、地方交付税の大幅な削減と、法人市民税を中心とした税収の伸び悩み、そして市債残高の増加などにより、財政の硬直化が進んでいるところであり、平成18年に第一次野洲市行財政改革大綱、野洲市財政健全化計画を策定し、効率的で効果的な行政運営を進めるべく、改革を進めている最中であり、先日も野洲市中期財政見直しが出されましたが、依然として厳しい状態が続き、現状のままの健全化計画を進めているだけでは収支バランスがとれなくなり、基金の枯渇は時間の問題ということなのです。

真の地方分権、自主・自立を目指すまちづくりを進めるためには、国は権限と共に十分な財源を地方に移譲するべきであります。地方もこのまま座して待つだけではなく、これまでのような行政の思考回路を変え、歳入を増やすための努力と工夫を行い、新たな財源の確保に努めなければならないときであります。しかし、それは市民に過度の負担をかけて行うのではなく、まずは知恵を絞り、汗をかいて行うべきであると考えます。本市が持つさまざまな資産や媒体を最大限に生かしながら、手数料や使用料を上げるのではなく、市民に負担をかけない新たな自主財源確保、確保強化を進めなければならない状況であると考えますが、所見をお伺いいたします。

2点目に、DV対策はということでお伺いいたします。DV、つまりドメスティック・バイオレンスでございますが、以下DVと略させていただきます。DVは配偶者や恋人による暴力であり、なぐる、けるなどの身体的暴力をはじめ、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力、社会的暴力などがあり、その結果、身体的外傷として打撲や骨折、心理的影響ではうつ病、パニック障害、統合失調症、PTSDなどの精神疾患になられる方も少なくありません。

平成13年10月に施行されたDV防止法は、それまで夫婦間で起こる暴力は単なる家庭内での問題、夫婦げんかとして見られていたようですが、単なるけんかを超え、明らかに個人の人権侵害にまで及ぶものが増えてきたため、ドメスティック・バイオレンスという言葉が法的に定義されました。この法律は平成16年には、暴力の定義の拡大や保護命令の対象の拡大などの一部改正が行われ、同時に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の



保護のための施策に関する基本的な方針が出されました。さらに、平成19年に二次改正が行われ、本年1月に施行と、着実にDVが夫婦間や恋人間であっても暴力は犯罪であるという認識の広がり、行政機関の対応をはじめとする相談やカウンセリングの場が整備されつつあります。

DV防止法を受けまして、平成14年4月1日に各都道府県に設置された配偶者暴力相談センターでのDVに関する相談件数を見ると、全国で3万5,943件あり、近年ですと18年5万8,528件、19年には6万2,078件、20年には途中集計ではありますが、9月末までに3万5,071件が報告されております。

そして、滋賀県内の状況を見ますと、平成14年は772件、18年にはピークであります1,245件、平成19年には少なくなっており、594件となっております。また、20年9月末時点では362件の相談を受けております。

また、全国の警察における相談等の対応件数を見ますと、法が施行されるまでの平成13年度は3,608件であったのが、施行後の14年では1万4,140件と増え、近年では18年が1万8,236件、19年に2万9,922件となっております。

さらに、警視庁の調査によりますと、平成18年の配偶者間における犯罪の被害者数、これは検挙数でございますが、総数が2,239件、そのうち女性が被害者の割合が93%。その内訳を申し上げますと、暴行が707件、女性の割合が94.9%、傷害1,353件、同じく95.6%、殺人179件、これは囑託殺人、保険金目的殺人を含みますこの割合が、女性が65.4%、男性が34.6%となっております。

法が整備され、今まで悩み苦しんでおられた方が相談に来られ、関係機関が連携し、被害者が保護される基盤はできてきましたが、抑止効果は上がっていないのが現状であります。DVが社会問題化してからは、啓発などにより認識も変わってはきてはいますが、現代社会のゆがみや差別意識の混在が関係している根の深い問題だと考えております。本市における近年のDVの相談件数、対応、取り組み、課題などに対する所見をお伺いいたします。

以上です。

○議長（河野 司君） 総務部長。

○総務部長（前田健司君） 内田議員の第1点目の自主財源の確保についてのご質問にお答えをいたします。

本市の現状の財政状況を乗り越え、健全で自立できる財政運営を確立するためには、あ

りとあらゆる対策に取り組んでいく必要があると考えておりますが、まずは野洲市財政健全化計画実行プログラムの着実な実施に取り組まなければならないと考えております。中でも、市役所内部管理経費を精査しまして、無駄を徹底的に取り除くことと共に、議員ご指摘のとおり、未利用の市有地や廃止可能な公共施設につきまして、その用地の利活用や売却を推進することにも力を入れていかなければならないと考えております。

また、最近、他の自治体でも取り組まれております市の印刷物やホームページ等を広告媒体として、収入の増を図る手だても検討をしてみたいと考えております。

景気減退により、税の収納率の落ち込みも懸念されるところでございますが、引き続き滞納整理に努め、収納率向上に努めると共に、税収の確保の観点からも、企業誘致の推進に継続して取り組んでまいりたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（河野 司君） 市民健康福祉部次長。

○市民健康福祉部次長（佐敷政紀君） 内田議員のDV対策についてのご質問にお答えをいたします。

DVに関する相談につきましては、平成17年度7人、平成18年度12人、平成19年度14人、平成20年度には11月までに既に17人の被害者からの相談を受けており、野洲市のDV相談件数は年々増加している状況でございます。また一方、相談内容は離婚や経済的問題も絡むなど、年々複雑になっておりますので、長期にわたって継続して支援している事例もございます。この他、緊急を要する場合には保護施設に一時的に保護したり、入所措置の手続きをとることとしております。日常的には被害者に対する就労や生活拠点の確保、精神面のケア等の自立に向けた支援等に取り組み、また、そのような取り組みを広報紙等に掲載し、啓発等を行っております。

現在の相談体制につきましては、母子自立支援員1名、母子自立支援プログラム策定員1名、社会福祉士1名、子どものいる家庭におけるDV相談には、家庭児童相談員2名を合わせた体制で、被害者の意向や思いを尊重しながら、対応策を検討しております。

今後の取り組みといたしましては、若年者に対する人権教育、被害者の自立のための支援、DVのある家庭で育つ子どもへのケア、加害者に対する更生のための支援・指導、市民に対する啓発の充実を大きな課題としてとらえまして、課題に向けた取り組みが必要であると考えております。今後も、女性に対する暴力や児童虐待は人権問題であり、犯罪であるという認識に基づき、実態の早期発見、防止に向けた関係各課、関係機関等との連携

による支援体制を整備していきたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（河野 司君） 内田聡史君。

○5番（内田聡史君） それでは、再質問させていただきます。

まず、自主財源の確保であります。一般質問の中で、多くの議員さんが財源の確保に関して質問をしておられます。奥村議員さんの滞納整理もその1つでありますし、三和議員が提案されましたネーミングライツの提案も、非常に財源確保するためには、本市にも必要な施策の1つだと思います。そして、企業誘致におきましても、本市の地の利を生かして今以上に進めていかなければならないと思います。また、ふるさと納税制度、これもやっぱり自主財源の確保にとって必要不可欠なものだと思いますので、しっかりとこの本市に寄附をしていただけるよう、アピールしていただきたいと思っております。

また、その中において、税外収入であります広告収入について、何点かお伺いしたいと思います。広告事業に積極的な横浜市の中田市長は、広告事業は、稼ぐこと以上に行政の思考回路を変える効果が期待されると言っておられます。横浜市では職員自らが発案をし、専任の広告事業推進担当係を新設され、当初7,100万円の広告収入を、2倍近い1億3,660万円になるまで引き上げたそうであります。横浜市の予算規模から考えますと、一握りにも満たない金額ではありますが、努力の結果、2年間でこの広告事業の収入が専任セクションの人件費を上回るようになった点は、非常に注目すべき点であると考えます。

社団法人日本広告協会の調査によりますと、昭和60年度に全国で約50の自治体が広報紙に企業広告を取り入れておられました。平成17年度には232自治体に増えており、市のホームページにバナー広告を載せる自治体は、平成12年の鎌倉市が導入をして以来、年々増加しております。本市も広報紙であります「広報やす」毎月1日と15日号発行しておりますが、ここにも後ろの方に企業の広告が載っております。大体その年間収入が170万円ほどだとお伺いしております。一方で、広報紙には企業広告載っておりますが、ホームページの方にはバナー広告が今まで載っておられません。リニューアルしたときに、なぜ載せられなかったのかな、先ほどの答弁の中で今後検討していただくということですが、参考までに県内の状況を見ますと、県内26市町のホームページを見てみますと、トップページに企業広告の掲載、または募集を行っているところが13市町ありました。もちろん、財政難に苦しむ滋賀県のホームページにもバナー広告が記載されております。本市のホームページはリニューアル以来、29万件を超えるアクセスがあり、月平均

も約2万件のアクセスをいただいております。このアクセスを生かしまして、例えば、5つの企業から月に5件のバナー広告を掲載していただきますと、1広告1カ月あたり3万円とすれば年間で180万円と収入になります。特に、ホームページのバナー広告の掲載は、工夫次第で事業者には安価な広報媒体を提供することにつながり、地域の産業、経済の振興に一役買える可能性を持っているアイテムだと思っております。先ほども検討されると言っておられましたが、これから細かな要綱や基準などを作成されていくと思いますが、できるだけ早期にこのバナー広告を載せていただけますよう、提案をさせていただきます。

次に、庁用封筒、よくあちこちでやられる庁用封筒など、封筒への企業広告の掲載であります。もうこれは既に多くの自治体で行われておりますが、そして、前監査委員さんからも指摘をいただいておりますように聞いております。また、会計課によりますと、長形3号が13万枚、角型2号が3万枚、口座振込通知書は2万枚と、来年度も今年度同様の数が発注予定と伺っております。そのほかにも税務課の納税通知書の封筒、市民課で書類を入れる封筒など、各担当課で発注されている封筒が相当枚数あると聞いています。このような媒体にも広告募集をすべきだと考えますが、見解をお伺いいたします。

いろいろと税務課さんの方からいただいて見せていただいたのですが、これの裏とかにも、これ工夫次第で広告を入れていけると思いますし、県の方も今月の県の広報にも、自動車の納税通知の封筒の裏に、一面に広告を入れるのを募集しておられたように思いますけれども、封筒に関しては栗東市さんのように封筒をつくっていただいて、広告入れていただいて、市に寄附していただくやり方、守山市さんのように、封筒はつくってもこっちで掲載して掲載料をもらうやり方、どちらをやられるかというのがありますし、また、この封筒によりまして、載せる企業さん、事業者さんなりの選定も大変重要なものになってくると思いますし、また、教育委員会さんの封筒に企業広告というのはなかなか合わないとも思いますし、そのあたりじっくり検討していただきたいと思いますが、これを取り組みをしていただけるのかどうか、考えをお伺いいたします。

そして3点目に、市内の市有地への企業広告の看板の設置ということですが、例えば本市が自転車の駐輪場としてお貸ししているところの裏に、駅を利用する方に対して看板設置、そしてよく田中良隆議員がおっしゃいます湖岸道路の草むら、よくありますけれども、あそこの市有地も今の草むらにしておくのではもったいないと、まあ、景観等の配慮といった点も考えなければいけないと思いますが、市内の未利用地や買い付け地、有効利用につながるとは思います。本市の見解をお伺いいたします。

広告事業の展開は市が保有する媒体を利用するため、公の秩序に反しないようにしなければなりません。また、公共性・公平性を損なわないきめ細やかな基準づくりが必要であると考えます。以上の提案と本市の広告事業に対するお考えをお伺いいたします。

2点目のDVに対する質問であります。社会環境の変化か家庭環境の変化か、何が原因かがわかりませんが、本市においても、先ほど答弁いただきましたように、平成17年の7人、平成20年度が17人と、年を追うごとに毎年増えてまいっております。しかし、この数字も氷山の一角であります。平成18年に公表された内閣府の調査では、配偶者などから暴力を受けた経験のある女性の割合は33.2%、そして男性が17.4%となっております。これを見ますと、女性の3人に1人は何らかの被害を受けているわけであり、この数字を野洲市に当てはめ、ざっくり計算いたしますと、女性の人口が約2万5,000人ですから、その3分の1で7,500の方が、何らかの被害に遭われた可能性を持っているのではと考えられます。

先ほどの答弁の中で、今後の取り組みの中で質問させていただきたいのですが、先ほど若年者に対する人権教育とおっしゃられました、これを具体的にどういうことをやられるのか、お伺いしたいわけなのですが、他の自治体を見ても、少数ではあります、余り行ってはおられないのですけれども、高校や中学校においてNPOや関係団体の方に講演をしてもらって、デートDVを中心とした内容でどのような行為がDVにあたるのかということを勉強しておられるそうですが、具体的に本市としてどういう取り組みを行われるのか、お伺いいたします。

そして、加害者に対する更生支援を行うと言われましたが、DVの加害者である夫が妻を追いかけ殺害した事件、そして、昨年何月かはちょっと忘れましたが、愛知県の長久手町で起きました、DVの夫が元妻を人質にとって、長男と次女を、これは次女を人質にとって立てこもり、拳銃で撃たれました。そして、駆けつけた警官も撃たれ死亡したという事件もあり、非常に危険なこういう事件も報じられております。これは極端な例ではありますが、この取り組みに対しては非常に危険性があり、慎重な対応が求められると思いますが、この取り組みをどのように行うのか、詳細がありましたらお伺いしたいと思います。

それと、啓発に関してであります。先日市の担当のところに行きまして、DVに関する資料をいただきたいと窓口に行ったところ、市でつくっているものはないと。そして、県の「配偶者からの暴力に悩んでいるあなたへ」という、こういうパンフレットをいただ

きましたが、これもその窓口には置いてなく、人権施策推進課の窓口に置いておりました。相談される方がこれを見て、窓口で見て、窓口で得られることはないと思いますが、もっと他に置いておく場所があるのではないかなど。何気なく人が訪れられる場所、コミュニティセンターや図書館、市役所の各種、各種とまでは言いませんけれども、窓口、人権施策推進課のところだけでこういう啓発がうまくいくとは、余り考えられないのですが。

そして、DVに関係いたしますと、11月の広報紙にデートDVの記事が載っております。紙面の都合もありますので、毎回毎回というわけにはいきませんが、今後も増え続けているDVを抑止するためにも、そして市民の皆様にも暴力を許さないまちづくりを進めていくためにも、どうなのがDVに当たるのかというのを再認識してもらうためにも、啓発をしっかりと行っていただきたいと思いますが、啓発に関してのお考えをお伺いします。

それで、平成13年6月に男女共同参画推進本部において、毎年11月12日から25日は女性に対する暴力をなくす運動期間と位置付けられておられます。本市として何か取り組みはされたのでしょうか、そのあたりをお伺いいたします。

また、DVは男性が加害者、女性が被害者というイメージがあります。私自身もこの質問の中身を勉強するまでは、ほとんどがそうだというふうに認識、間違った認識をしておりました。先ほども申しました、男性が被害に遭っている割合を見ますと、20代を中心に年々増えているということでもあります。本市の窓口で男性の方が相談に来られた方がおられるのかどうかはわかりませんが、またそういった場合には、男性相談員、同性の相談員がおられるとよいと考えますが、男性相談員の方がおられるのかどうかお伺いします。

そして、こういった問題を取り扱う行政職員として、そしてまた一社会人として、DVに対して正しい知識を職員の方は持っていたかなくてはならないと考えております。DVに関する職員を対象とした研修は行っておられるのかどうかお伺いいたします。

○議長（河野 司君） 総務部長。

○総務部長（前田健司君） 内田議員の再質問にお答えをいたします。

ホームページや庁用封筒など、市の広告媒体による広告料収入についての考え方についてでございますが、ただいま議員の方より横浜市の事例などを挙げていただきまして、ご提案をいただきました市の資産を広告媒体として活用する手法につきましては、新たな財源確保を行い、また、市民サービスの向上や地域経済の活性化を図るための有効な手段であると認識しております。議員より例を挙げていただきまして、具体的に提案をいただ

きました広報紙をはじめ、市の印刷物、あるいはまた各種庁用封筒、それから市のホームページにバナー広告を載せるなどの広告掲載の他に、市の所有しております土地あるいはまた建物などを広告媒体とすることも十分考えられるわけでございます。そうしたことで、こういった市の資産を広告媒体として活用し、自主財源確保に努めておられます他の自治体の例も十分に今後参考にさせていただきながら、本市におきましても広告掲載のための要綱づくり、あるいはまた媒体ごとの基準づくりを、早期にそうしたことの検討に入っていきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（河野 司君） 市民健康福祉部次長。

○市民健康福祉部次長（佐敷政紀君） 内田議員のDV対策の再質問にお答えをいたします。

若年者に対する人権教育につきましては、若い世代にデートDVが増えていることから、その解決のためには、学校教育におきまして、子どもたちが人権やDVについて考え、正しい認識を持つことができるようにすることが肝要であります。教育委員会と連携いたしまして、人権について考え、学ぶ機会を拡充することにより、健全な人権意識の高揚を図る教育を進めていきたいと考えております。

次に、加害者の更生支援を含めた対策等につきましては、県に支援対応ができる施設等を要望しております。また、被害者によりも加害者に難題の相談が多いことから、必要に応じて複数の職員による対応や関係機関との連携で対応しております。DV防止等の市民への啓発につきましては、より一層広報やホームページ、リーフレット等を活用した啓発に努めてまいりたいと考えております。リーフレット等につきましては、庁内の関係課やコミュニティセンター等公共施設にも配布したいと考えております。

それと、DV防止法等の市民への啓発取り組みとして、11月の女性に対する暴力をなくす運動期間中につきましては、「広報やす」を利用した啓発や市民に向けて実施されます啓発事業、例えば市民のつどいや男女共同参画フォーラム等の事業で、パネルにより啓発を実施しております。

男性からの相談ですけれど、今年度2件の相談がございました。現在、男性相談員は配置しておりませんが、今後の体制等を含め検討し、今まで以上に被害者の立場に立った対応を実施していきたいと考えております。

職員への研修の取り組みにつきましては、現在、県や関係機関が実施しておりますDV

相談員専門研修等に担当職員や相談員が参加し、資質の向上を図っておりますものの、全職員を対象にした研修については、今のところ実施しておりません。しかしながら、全職員がDVに対して正しい知識と認識を持ち、意識を高めることが重要であると考えておりますので、今後、職員の人権研修の中に取り入れた形で行っていきたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（河野 司君） 内田聡史君。

○5番（内田聡史君） 自主財源につきましては前向きなご答弁いただきましたが、これも1年先、2年先などでなく、できるだけ早期に取り組んでいただきたいと思いますが、トラブルや市民の皆様には誤解を与えないように、しっかりとした要綱・基準を作成していただきたいと思います。財源確保するために、今申し上げました以外にも、市の指定ごみ袋への広告の掲載、ごみカレンダーへの広告、給与明細への広告、公用車への広告のステッカー、庁舎の壁面への広告、玄関マットへの広告、市が発行する刊行物への広告・記載等、市が保有する媒体を最大限に利用し、自主財源を確保している自治体がたくさんありますが、どれもこれもというわけにはいかないと思います。やはりこの野洲市というまちに合った広告の仕方というものがありますので、その辺を十分に検討していただきたいと思います。また、市の部署だけで考えるのではなく、商工会や観光物産協会、生産組合等とも連携を図れば、地元産業の振興を図る上で大きな効果を得られると考えております。

また、景気低迷を受けまして、企業の方もこういう広告などは出しにくくなっているかとは思いますが、そして、こんなホームページにバナー広告を募集しても、なかなかないのじゃないかという思いも少しはあるのですが、広告掲載の依頼が少なければ、担当課が企業訪問を行い、月平均大体2万件のアクセスがありますこの本市のホームページのこの優位性をしっかりとアピールしていただき、押し売りではなくて売り込みということで、受けの姿勢だけではなく、攻めの姿勢も必要と考えておりますので、よろしく願いいたします。

最後に、事業者さんへの広告の事業ではないのですが、市の宣伝事業ということでお聞きしたいのですが、市長は野洲市のトップセールスマンであり、市内をはじめといたしまして、県内外の公人・私人・企業のトップ等と多くの方とお出会いする機会があると思います。そういった機会において、野洲市を売り込んでいただかなくてはならないと考えております。先日も近江八幡市長が地元の野菜の売り込みをするために、大津ですか、どこかの卸売市場のところへ行って売り込んでおられますし、私、知人であります和歌山県の



有田市、これはミカンとタチウオが有名なところではありますが、山仲市長の1カ月前に市長に就任いたしまして、和歌山で有名な有田市でありますので、ミカンの売り込みを関西各地の卸売市場を回りまして、アピールしていているそうであります。また、野洲市にも安心・安全な野菜等々たくさんあります。地産地消ということも大事であります。この野洲市のおいしいお米、安心・安全な野菜をよそに売り込んでいただくこと、これも大切だと考えております。また、生産者の方も市長がそういうスタイルを持っていただくと、大変心強く感じると思います。そして、本市は、企業立地促進法に基づく地域産業活性化計画の同意も国から取り付けており、5年以内に目標に向け、企業誘致に取り組んでいるわけではありますが、市長の、トップセールスマンとしての、そして野洲市の広告塔としてのビジョンがありましたら、お聞かせいただきたいと思っております。

DV対策についてであります。DVも児童虐待、そして老人虐待同様、被害も内容も複雑になってきている現状を的確にとらえて、相談対応にあたっていただきたいわけですが、本年1月に施行されました2度目のDV法の改正によりまして、都道府県には被害者支援の基本計画の策定が義務付けられ、県も基本計画を作成しております。内閣府は改正にあわせ地域ごとに説明会を開き、市町村担当者に改正の趣旨を説明し、被害者支援には最も身近な市町村の役割が重要であると理解を求め、基本計画の策定を促したとのことであります。11月現在で全国1,782市町村で、計画を策定したのは千葉県野田市、東京都国分寺市、島根県松江市の3市のみであります。市町村に対してこの計画の策定は努力義務となっておりますが、DVは配偶者や親しい男女間の暴力だけでなく、それが児童虐待、老人虐待につながる要素を持っております。暴力を振るわれた母親、父親がそのはげ口に老人や子どもに暴力を振るう。また、その暴力を振るわれた子が大きくなり暴力を振るうといった負の連鎖を引き起こす可能性を持っております。本市においても基本計画を立て、庁内体制を整え、職員の皆さんの意識と制度に対する知識を身につけていただくためにも、策定が必要と考えております。この基本計画について策定の所見をお伺いいたします。

以上です。

○議長（河野 司君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 内田議員の自主財源確保に関する再々質問にお答えをいたします。

議員からはさまざまなご提案をいただきまして、まさにご提案のとおりだと思いますので、可能な限り、また議員もご指摘のように、効果性を見極めて自主財源確保に取り組ん

でいきたいと思っております。それと、行政の長といいますのは、まちの行財政だけではなく、あるいは市民サービスだけではなく、やはり産業の振興、あるいは外へ向かってのさまざまな情報の発信の役割を担っていると思っております。

ちょうど今、ご質問をお聞きしてしまして思っていたのは、ちょうど20年ほど前に、今のブッシュ大統領のお父さんのブッシュさんが日本へ来たときに、経済団体を連れてきて、かなりインパクトがあったことを覚えておりますし、私もちょうどその前に滋賀県はミシガンと姉妹提携を結んでおりまして、ミシガンの知事ってなかなか来なかったのですけれども、20数年前にミリケンという知事が来たときにも同じように、ミシガン州は自動車だとかそういうあれがありました、かなり経済関係の人を連れてきて、ああ、行政の長というのはそういう役割を担っているのだなというふうに実感いたしましたので、野洲に関しても同じようにさせていただきたいと思っております。

ただ、そのためには、やはりリーダーといいますか市長としての存在感ですとか、影響力ですとか、知名度というのを高めていかないといけないと思っておりますので、そこはこれからまた研さんをさせていただきたいと思っておりますし、もう一つは、やはり地域にとって本当にいいものがないとなかなか宣伝に行ってもだめなので、常日ごろ申していますように、地域の人がやはり地域の産物を愛好して、本当にいい評価をすると。よく言っているように、何か地元に残りいいものないけれども、何でよその人がこれを買うのか不思議だなという言葉をよく聞きますから、農産物もおまんじゅうもいろんなものも地域にいいものがありますので、まずそれがきちっと市民が愛して広がるようにしていきたいと思っております。せんだって企業回りしたときには、数千人の事業所がありますので、給食にはぜひ野洲のお米、野洲の農産物を使っていたきたいということも申し上げてきましたので、これからも積極的に外交に市場開拓に取り組ませていただきたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（河野 司君） 市民健康福祉部次長。

○市民健康福祉部次長（佐敷政紀君） 内田議員のDV対策の再々質問にお答えいたします。

DV防止基本計画の策定についてでございますが、本年1月に改正されましたDV改正法では、DV防止基本計画の策定や配偶者暴力支援センターの設置等は、市町村の努力義務とされました。計画の策定につきましては、市町域を超えた調整も必要でございます。現在改正中の滋賀県の動向を見定める中で、近隣市町との整合を図りながら対応しなければ

ばならないと考えております。

以上でございます。

○議長（河野 司君） 次に、通告第7号、第8番、矢野隆行君。

○8番（矢野隆行君） 8番、矢野隆行でございます。私は3点において質問させていただきますので、よろしくお願ひ申し上げます。

まず1点目ですけれども、地上デジタル放送への円滑な移行推進について質問させていただきます。

地上デジタル放送、以下地デジと申しますけれども、への完全移行は2011年7月24日まで、あと2年9カ月を切ったところでございます。地デジの魅力は、音質の劣化や映像の乱れがなく、高画質・高音質のデジタルハイビジョン放送が楽しめるだけでなく、標準機能として字幕放送や音声での解説放送など、高齢者や障がいがある人にも配慮したサービスや携帯端末向けサービス、ワンセグの充実などが期待されております。双方向番組、災害情報や暮らしに役立つ情報番組なども提供される予定でございます。

総務省が今年の9月に行った最新の調査では、地デジの対応の受信機の世帯普及率は46.9%で、現在の地上アナログ放送が終了する時期についての認知度は75.3%でありました。

公明党のこれまでの取り組みといたしましては、青年委員会を中心に2006年11月から2007年1月にかけて、視聴者の負担軽減を求める署名活動を実施し、約326万人の署名簿を、時の安倍晋三首相など関係閣僚あてに提出し、地デジ放送への円滑な移行、視聴者の負担軽減、経済的弱者への配慮などを政府に要望してきたところでございます。こうしました公明党の要望を受けまして、総務省は本年の7月24日、低所得者への受信機器の無償配布などを柱とする地上デジタル放送推進総合対策をまとめたところであります。

その内容といたしましては、総合対策では、1、経済的困窮している方への支援として、生活保護世帯を対象に2009年度から2年間で地デジ受信用の簡易チューナーの配布。2番目、現在のアナログテレビを使い続ける人向けの簡易チューナーの開発・流通の促進。3番目、高齢者・障がい者等への働きかけとして、きめ細かく受信説明会を開催するとともに、販売店・工事業者の紹介などのサポートを行うこと。4番目に、山間部など地デジの視聴が難しいと推定される最大35万世帯への対策など、公明党が推進してきました視聴者へ配慮した支援策が盛り込まれたところでございます。また、国におきましては20

09年度概算要求で、生活保護世帯に対しまして、デジタル放送を受信するための簡易チューナーを無償給付するための予算128億円をはじめ、総額600億円を計上したところであります。

本市におきまして、地デジへの円滑な移行推進につきまして、問題点を質問いたします。1番目に、地デジの視聴が難しいと推定されます視聴地域への対策は、どのように考えておられるのか。2番目に、高齢者・障がい者等へのきめ細かな受信説明会の実施を総務省は掲げているが、本市ではどのように取り組んでいくのか伺います。3番目に、本市有建物の影響により受信障害を及ぼすおそれのある世帯の把握など、受信障害対策についてどのように取り組む方針か伺います。4番目に、地デジ移行に伴って工事が必要だなどと、言葉巧みに高齢者に近づき、工事費を振り込ませるなどの事件が全国で発生しておりますが、悪徳商法への対策は当然のこととして、地域住民への周知徹底をどのように考えているのか。5番目に、大量廃棄が予想されるアナログテレビについて、どのようなリサイクル対策に取り組む方針か。

以上でございます。

続きまして、自治体によります携帯電話リサイクルの推進について質問させていただきます。

携帯電話リサイクルにつきましては、この6月定例会でも質問しておりますが、再度確認いたします。本年5月より公明党青年委員会と地方議員が一体となりまして進めてきた、携帯電話リサイクルの取り組みが各地で広がりを見せております。秋田県では既に携帯電話などを含む小型家電回収の取り組みを一部地域で行ってきましたが、10月から回収地域を全県域に拡大させたところであります。同じく10月からは東京都でも新たに携帯電話の回収実験をスタートさせたところであります。

携帯電話のリサイクルの現状は、モバイル・リサイクル・ネットワーク、MRNの発表によりますと、回収台数は2001年度で1,300万台をピークに減少傾向にあり、2007年度では約半数の640万台にまで落ち込んでおります。減少の理由につきまして、電気通信事業協会が実施しました本年5月のアンケート調査では、「何となく」や「どのように処理したらいいのかわからない」などの消極的な理由で、手元に置かれたままになっていることがわかりました。携帯電話利用者への周知徹底や意識向上を図る必要性が浮き彫りになったことであります。利用者の周知徹底や意識向上を図るためには、政府はもとより自治体・企業が一体となってPRに力を入れるなど、さらなる取り組みの推進が必要

であります。

携帯電話や音楽再生機などの小型家電に含まれております貴重な金属の総量は、世界有数の貴金属鉱山の埋蔵量に匹敵すると言われております。しかし、各製品に含まれますレアメタルは、微量・多種類のため、その再資源化を図るには、大量の使用済み小型家電を効率よく回収できるシステムの構築が必要であると考えます。

また、携帯電話などの中には、地上の資源がたくさん含まれております。この地上の資源をもう一度使えるような仕組みづくりが大事であるわけでありまして。例えば、1トンの携帯電話からは約150グラムの金をつくることができます。この数値は、世界最大の南アフリカ金鉱山よりも最大30倍の金鉱脈が含まれていることを示しております。それは日本が世界ナンバーワンの金鉱脈を持っていることであり、いつの間にか黄金の国ジパング復活というほどの衝撃であります。

そこで、質問でありますけれども、1番目に、このモバイル・リサイクル・ネットワークの取り組みに協力が必要と考えますが、見解を伺います。2番目に、本市では11月の広報紙で、最寄の携帯電話取次店への回収をと宣伝していただいておりますが、市内の公共施設等に回収箱を設置し、もっと具体的に回収に向けて力を入れ、PRすべきと考えますが、見解を伺います。

次に、3番目ですけれども、24時間対応高齢者介護家族の電話相談について、質問をさせていただきます。

一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、また、常時注意が必要な高齢者がいる世帯等が年々増加してる中で、高齢者が住み慣れた地域で安心して、できる限り自立したその人らしい生活を送れるよう支援していくための総合機関として、地域包括支援センターが開設されまして、全市町村で本格的に運営が開始されたところであります。

地域包括支援センターの円滑で安定的な運営を確保する観点から、24時間365日対応の地域における相談体制の整備が大きな課題となっております。特に一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、また常時注意が必要な高齢者がいる世帯では、体調の急変など生死に関わる緊急の場合から、あるいはちょっとした体の異変などかどうか、その身体の異変が重篤であるのかどうか、本人やその家族の判断がつかない場合もあります。さらには、高齢者やその介護家族の日ごろの悩み事や心配事を、休日や夜間でも気楽に相談できる仕組みづくりが望まれているところであります。

しかし、現実には人員配置等を考慮しますと、休日や夜間まですべてを対応するのは、現

実的に困難であるのが各自治体の実情であります。そのため、民間の専門会社への委託方式も視野に入れた中で、相談体制等の整備を促進していくことが緊急の課題となっております。

そこで質問でございます。1番目に、24時間体制で相談に応じる無料電話相談窓口、仮称「ホッと！ あんしんダイヤル」事業等をスタートするときに到来すると考えますが、その点、今後どのように取り組んでいかれるのか、見解を伺います。2番目に、地域包括支援センターの円滑で安定的な運営を今後も維持していく上での問題点はないのか、見解を伺います。

以上でございます。

○議長（河野 司君） 総務部長。

○総務部長（前田健司君） 矢野議員の地上デジタル放送への円滑な移行推進についての、1点目から4点目のご質問にお答えをいたします。

まず、1点目の難視聴地域への対策につきましては、原因者と受信者の協議により対応することが原則とされておりまして、総務省近畿総合通信局や保守事業者を通じまして、早期対応を促している状況でございます。

2点目の高齢者・障がい者などへの対応につきましては、現在は総務省の受信相談センターや、全国11カ所に設置されました支援センターで、相談受付や個別の対応をされております。今後、よりきめ細やかな対応をするため、各都道府県単位に設置をされます支援センター、これは来年2月設置の目処で進められております。この支援センターなどを通じまして、特に高齢者等への説明会の開催、また特別サポートが必要な場合は直接訪問を行うことが計画をされておりまして、県支援センターの設置に伴い、具体的に協力要請等があるものと思われませんが、今後、国、県と協力しながら対応をしてまいりたいという考えでございます。

次に、3点目の市施設による受信障害対策につきましては、受信状態の調査を行いました結果、なお障害のある場合につきましては、施設管理者であります市が対策を行う方針で、対象となります4施設で既に受信状況の調査を終えておりますが、うち市営住宅の2施設ではなお受信障害が見られましたことから、対策工事を既に実施をしており、完了をしております。

4点目の悪徳商法への対応につきましては、広報や市ホームページなどによりまして、デジタル化啓発とあわせ注意喚起を行ってきたところでございまして、今後につきましては

も、広報活動や相談に応ずるなどの未然防止に努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（河野 司君） 環境経済部長。

○環境経済部長（岡野 勉君） それでは私の方から、矢野議員の地上デジタル放送への円滑な移行推進についての5点目についてお答えを申し上げます。

5点目は、アナログテレビのリサイクルについてはということでございまして、2011年7月に地上デジタル放送に完全移行することから、現在のアナログテレビが廃棄される量として、テレビメーカー等の業界団体では全国で最大6,400万台の台数を見込まれております。テレビをはじめとしたエアコン、冷蔵庫、洗濯機の家電4品目は、平成13年4月より始まりました特定家庭用機器再商品化法、通称家電リサイクル法の対象品と指定をされております。製造業者によるリサイクルが義務付けをされております。家電4品目のリサイクル方法は、この法律に基づき既に構築されておるところでございます。排出者が処理の方法をご理解されていなかったり、リサイクル料金が発生することなどから、不法投棄件数が増えることが懸念をされるところでございます。今後も市としましては、家電リサイクル対象品の正しい排出方法について、市民の皆様にさらなる周知を行いたいと考えてございます。以上でございます。

続きまして、自治体による携帯電話リサイクルの推進についての質問にお答えをしたいと思います。1点目のモバイル・リサイクル・ネットワークの取り組みに協力が必要と考えますが、ということでございますが、6月定例議会でもお答えをいたしました。使用済み携帯電話の回収や再資源化を行っておりますモバイル・リサイクル・ネットワークの活動を、市民に対しまして周知したいと考えております。

ご質問の中にもございましたが、1つの取り組みといたしまして、先月の11月15日号の市広報紙に、携帯電話あるいはPHSのリサイクルについての掲載をしたところでございます。さらに、啓発・周知をするために、各戸に配布をいたしますごみカレンダーへも掲載を検討をしてみたいと考えております。これは年度当初、来年の3月末ぐらいには配布するものになりますけれども、そこへの掲載も検討をしてみたいと考えております。

2点目の市内の公共施設等に回収箱を設置し、もっと具体的に回収に向けての力を入れ、PRをすべきということでございますが、携帯電話・PHSには内部に使用されていた個人情報がございます。個人情報の流出を防ぐという観点から、不要になった携帯電話・P

H Sを目の前で破碎処理をする、いわゆる店頭における回収方法が望ましいと考えております。これにつきましては、モバイル・リサイクル・ネットワークの取り組みの1つでもございます。いずれにいたしましても、市といたしましても、今後のごみ減量、または再資源化の促進のため、積極的な協力は必要と考えてございます。今後も広報紙やホームページ等を利用いたしまして、一層の周知に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（河野 司君） 市民健康福祉部長。

○市民健康福祉部長（新庄敏雅君） それでは、矢野議員の24時間対応高齢者介護家族の電話相談についてのご質問にお答えをさせていただきます。

1点目の24時間体制での相談窓口でございますが、高齢者が地域で安心して暮らすためには、相談窓口の常時開設の必要性は高まっているものと考えています。現在、勤務時間外での、虐待など緊急な対応が必要なケースにつきましては、市役所当直を通じて、地域包括センターの職員が対応をするという体制とはなっておりますが、高齢者が24時間安心して気軽に相談できるよう、市内の民間施設等に働きかけまして、窓口開設が可能かどうか取り組んでまいりたいと考えております。

2点目の地域包括センターでの運営課題ということでございますけれども、当センターは、設置しまして3年が経過しようとしておりまして、介護予防事業などの新たな取り組みへの対応に、現在、職員も終始しているところでございます。特に、虐待、認知症の対応につきましては、困難ケースが年々増加しており、的確な判断と迅速な対応が求められておるところでございます。このため、虐待、認知症についての職員の力量アップと対応への体制づくりというものが必要になってまいります。また、高齢者の総合相談窓口として地域包括支援センターが市民の皆様には十分まだまだ周知できてないということもございます。また、介護予防の中核機関として、急速に超高齢化すると予想される2015年を見据えまして、地域で安心していただける環境づくりというために、介護予防への事業につきましても推進を図っていくということで考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（河野 司君） 矢野隆行君。

○8番（矢野隆行君） それでは、再質問させていただきます。

初めに、地上デジタル放送ですけれども、本市におきまして公共物がございますけれど



も、こういった建物によりまして難視聴を生じた場合ですけれども、その地域に対しましてそれぞれの対策をどのように対処されるのか、総合的にお互いに対処することのように、さっき部長おっしゃいましたけれども、そういった点は補償等が受けられないのかどうか、そういった点も対策はどうお考えか伺います。

2番目に、本市におきまして高齢者世帯、または障がい者への直接訪問をして対応していただくということでございますけれども、実際、何世帯が把握されてまして、こういった対象でどのぐらいの期間で対応できるのか、具体的なもし取り組みがあればお聞かせください。

3番目に、2施設ということで、永原市営住宅と新上屋とお聞きしていただきましたので、今先ほど部長の回答で、一応この地デジ対策が完了したということでございますので、これはいいかと思えます。

4番目に、悪徳業者に対しまして、未然の対策が本当に大事であると思っておりますので、どうか市民の皆様方が被害を受けないような対策をとっていただきたいと、これは要望しておきます。

5番目の環境ですけれども、全国で6,400万台が何か出るのではないかとおっしゃっていますけれども、実際はアナログテレビでも見れるわけなのです。これに対しましては、デジタル専用のチューナーとか、VHFのアンテナだけで見ておられる方は、これはUHFに取り替えることが必要でございますけれども、こういった形でアナログテレビもまず見続けられますので、こういった周知もできたらちょっと勉強していただいて、もういきなり全部アナログは捨てるということがないようなことも、取り組みをしていただきたいと思っております。

続きまして、携帯電話のリサイクルですけれども、これ、東京都の事例をちょっと紹介いたします。東京におきましては10月2日から、都内の大学構内や地下鉄の駅などで若者や人の集まる場所におきまして、専用の回収ボックスを設置いたしまして、携帯電話の回収実験を始めたところでございます。11月30日までの回収に取り組むとのことで意識調査もされたわけでございますけれども、都は今回の取り組みを足がかりにいたしまして、レアメタルのリサイクルを拡大していきたいという意気込みでおるわけでございます。都の回収事業は、通信事業団体の電気通信事業者協会などをつくるモバイル・リサイクル・ネットワークの取り組みに協力してということでございます。同ネットワークが既に回収ボックスを設置している携帯電話専売店や家電量販店などだけではなく、いわゆる公共の

空間へと場所を広げたわけでございます。同ネットワークにおきましては、2001年度から自主回収に取り組んでおりますけれども、回収量は当初は、先ほども申しましたけれども1,300万台、2007年度には644万までに落ち込んでおるわけでございます。

この減少の理由といたしましては、電気通信事業協会は、端末を処理せずに手元に置いておく傾向が強まっていると指摘しておるわけですのでございまして、今年の5月に入ったアンケート調査では、「何となく」や「どのように処分していいのかわからない」との消極的な理由で、今うちに2、3台とか手元に置かれたままになっていることでもあります。都民の周知徹底や意識向上を図る必要性が浮き彫りになっておるわけでありまして、都は人口の多い東京都で実施されるということは、日本だけでなく、これは世界に向けたPRにもなるとしておるわけでございます。

公明党の青年委員会におきましても、携帯電話の回収リサイクルの推進に関しまして、署名運動に取り組んでおりました。9月17日、18日、この間47万人の署名を二階経産相に、また斉藤環境相にこれを提出しております。これに先んじまして、地方議会におきましても私も6月に質問いたしまして、政府の取り組み推進を求めてきたわけでございます。公明党の青年委員会と地方議員から要望を受けまして、環境省がようやく動き出しまして、使用済み電子機器のレアメタル・リサイクルの推進事業の年度内実施を目指しまして、平成20年度補正予算に都市鉱山のレアメタル・リサイクル推進事業と称しまして、7,500万円の予算を計上しております。補正予算成立後、使用済み携帯電話などのレアメタル、通称希少金属でありますけれども、を含む小型家電の効率的な回収方法を検討するための有識者研究会も年内に設置することになっております。

一方、経産省におきましても、携帯電話のリサイクルを強化するために、端末機販売店に対しまして利用者に回収を呼びかけることを義務づける省令の改正も今年度中に行うことを目指しておるわけでございます。そして、現状回収をできていないインジウム、タングステン等の回収に関わる技術開発、事業名をレアメタル等高効率抽出・回収技術開発をするための予算も、約1億円をこの平成20年度の補正予算で計上しておるわけでございます。本市におきましても、こういった国の動きに対しまして、本市の取り組み、先ほども言いましたけれども、こういった点につきまして積極的にこの取り組みに対しまして、どのようにお考えか、もう一度お聞かせ願います。

続きまして、24時間対応の高齢者の介護につきまして、これは神奈川県相模原市の取り組みの実例を参考に紹介いたしますと、これは平成18年度には介護家族や高齢者の

相談を市内22カ所の地域包括センターで受け付けていましたが、1年間の相談件数は5,488件のうち、電話での相談が3,845件あったそうでございます。全体の4割程度が夜間や休日に寄せられていることを踏まえまして、高齢者や介護家族を支える仕組みの一つとして、24時間対応の電話相談窓口を開設したそうでございます。平成19年度の8月1日から24時間体制で相談に応じる無料電話相談室、先ほど申しましたけれども、「ホッと！ あんしんダイヤル事業」をスタートしておりまして、この1年間の相談件数も985件と増えたそうでございます。この1カ月間の平均約82件、平均相談時間は約15分、ケアマネージャーや看護師の資格を持った専門職が対応しまして、いつでも気兼ねなく匿名で相談できる専門フリーダイヤルとなっておりますのでございます。

この内容といたしましては、相談内容は病気、気になる症状、負担感、気持ちの落ち込み等の訴え、また介護に関すること、一般的な問い合わせ、健康管理の順に多いが、介護の疲れがとれない、次に、つらい話を聞いてほしい、気持ちを話したいなど、介護でストレスを抱えた家族からの相談や、中には眠れない、食欲がないといったお一人暮らしでの不安を抱える高齢者本人の相談なども、このケアマネージャーや看護師などの専門家が対応しているそうでございます。

この業務に関しましては、実際に行うのは相模原市で緊急通報システムの医療介護の電話サービスで実績を持つ民間の専門会社で、安全センターであるわけでございます。虐待の疑いがあるケースや緊急を要するケースは、包括支援センターや病院などと連携し、迅速な対応を図る仕組みとなっておりますのでございます。この24時間365日体制の電話相談は神奈川県内では初めてで、全国でも珍しい取り組みであるわけでございます。

そこで、これに似たような取り組みは公明党やっておるわけでございますけれども、これは子育て安心事業の中で公明党が推進してきました、#8000番というのを皆さんご存知だと思うのですが、これは公明新聞からちょっと適用させていただきますと、#8000番を回しますと、24時間子どもの子育てに、例えば子どもさんが熱がある場合や等々で悩みの子育て世代を安心されるシステムでございます。これと同じようなことはできないと思うのですが、24時間対応の子育て中の乳幼児相談等をできるような、これを例えば湖南広域等々で事業化できないか、こういったことの見解を伺います。

もう一点は、2点目で本市におきまして、特に老老介護されている方等々で、先ほどもDVの問題がありましたけれども、実際虐待を受けておられる方はいないかどうか、こういった点も伺いさせていただきます。

以上であります。

○議長（河野 司君） 総務部長。

○総務部長（前田健司君） それでは、矢野議員の再質問にお答えをさせていただきます。

3点ほどあったと思いますが、まず1点目につきましては、公共施設が原因で難視聴が発生した場合の対策なり、あるいは補償は発生しないのかというようなお尋ねであったと思いますが、これにつきましては、先ほどもお答えをさせていただきましたが、基本的には、原因者と受信者の協議の中でそうした話はされるということでございまして、今回のお尋ねの市の施設につきましては、市の受信障害施設の該当施設といたしましては4施設ございまして、先ほど申し上げました4施設でございまして、総合体育館、そして市営住宅の3つと、この4施設がその障害受信の該当施設になってございまして、このいずれも既にそうした市の責任におきまして、原因者が市でございまして、原因者の責任におきまして、その影響調査も実施をしておりますし、その調査の結果、永原と新上屋を除く施設については影響がなかったと。しかし、今の永原と新上屋については影響がありましたために、対策工事を既にさせていただいたということで、こうしたことで既に電波障害のないということが調査の結果出まして、個別受信がもう可能であるということでございまして、いわゆる市の電波障害による補償というものはございせん。これについては原因者が市でございまして、そうした個別受信が可能となる措置を市で責任を持ってやるというのがこの趣旨でございまして、よろしくお願ひいたしたいと思ひます。

それから2点目の、高齢者や障がいを持った方へのそうした対応と、それと、世帯数なりのご質問だったと思ひます。まず、そうした対象の世帯につきましては、現時点の資料によりますと、65歳以上の高齢者一人世帯が1,076世帯ございまして、それから、同じく65歳以上の高齢者二人世帯が1,196世帯ございまして、あと、障がいをお持ちの方では、1級から3級のいわゆる重度の障がいをお持ちの方は1,033人ということでございまして、そうしたことで、この方々のそうした移行に伴うフォローというのですか、そうしたサポートにつきましては、これにつきましては、今後、県の支援センターが滋賀県にもできますので、ここが中心となりまして、その関係の市の関係部署と連携をしながら、個別に要請があれば直接訪問なり、あるいはまた説明会なりを開催をさせていただくということをお願ひしております、当然、市といたしましても窓口を情報システム課で持ちまして、そうした個々の相談にも応じていきたいというふうにお願ひしておりますので、よろしくお願ひいたします。

それからもう1点、未然防止のPR、これにつきましては悪徳業者に対するということで、これは今までからも広報でも周知をさせていただいておるところでございます、今後につきましても、当然そうした地上放送デジタル化への対応、十分知識を持っていない場合も考えられますので、市として今後も広報紙等で未然防止についての周知広報を行ってまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えをさせていただきます。

○議長（河野 司君） 環境経済部長。

○環境経済部長（岡野 勉君） それでは、矢野議員の再度の質問にお答えをしたいと思います。

まず、アナログテレビの関係でございます。6,400万台とこう申し上げたのですけれども、その内訳につきましては、買い替えのために5,000万台、それと、いわゆる買い替えあるいは地デジチューナー等でこう直して使うといたしますか、そういうものを引きますと、残りが1,400万台ぐらいあるだろうということで、6,400万台が廃棄されるのじゃないかということでございます。先ほど矢野議員もありましたとおり、ただ廃棄するのではなく、その1,400万台ですか、ただ使えるのに廃棄といたしますか、そういうことではなくして、やはりリユースという視点といたしますか観点で、有効にテレビを見ていただくというか、チューナー等の取り付け費も要るわけなのですけれども、今大量廃棄の時代でもございますので、やはり環境問題に大きく影響もしますので、そういうことから当然啓発は必要だというふうに認識するものでございます。これにつきましては、以上でございます。

次に、携帯電話の関係でございますが、レアメタル等の貴重金属ということで、大変高価なものが含まれていると。ただ、これはかなりの大きな量といたしますか、携帯電話でいますと先ほども話があったとおりなのですけれども、そういうことでかなりの量を回収しての話だと思います。その回収にはかなりのコストもかかるということも当然言えるところだと思いますので、先ほども話がありました小型家電回収のシステムといたしますか、そういう考え方ということでございますが、はっきり言ってなかなか難しいのではないかと考えます。市だけでちょっと考えては、なかなかコスト面、費用対効果といたしますか、そういうことでも難しいと。もっと広域で考える必要があるのじゃないかというふうにこう考えますので、当然いいことでもございますし、十分検討もする必要があると考えております。ただ、それまでにつきましては、現行の家電リサイクルシステムの活用を図る、あ

るいは周知啓発を図って、今頑張ってくださいていますモバイル・リサイクル・ネットワークと申しますか、そこに協力していくという形になろうかと思っておりますので、よろしくご理解をいただきたいと思っております。

以上、再質問の答弁とさせていただきます。

○議長（河野 司君） 市民健康福祉部長。

○市民健康福祉部長（新庄敏雅君） それでは、矢野議員の再質問にお答えをさせていただきます。

24時間安心ということで、相模原市の事例もご紹介をいただきました。さらに子育て安心ということで#8000番ということで、この部分についてもご紹介をいただきまして、先ほどお答え申し上げました中で、市内の事業所も含めてということも申し上げましたけれども、広域での取り組みはということでございます。やはりこの8000番では、小児科医が携帯電話を持って、お電話でいろんな子育ての緊急的ないろいろの対応等もお答えをしているということでございますので、今おっしゃっていただいた部分も視点に踏まえまして、少し広域でも投げかけまして、そういうような仕組みと申すことができるかどうか検討してまいりたいと考えております。

また、相談につきましてですが、包括も2年余り3年近くなるというので、相談件数も年々増えてまいってまして、19年度ですと、実人員で313人ということですので。ご相談内容としては介護保険の制度の適用とか、介護相談とあわせて、先ほど申し上げた虐待についてもご相談でございます。18年度では31件、19年度で36件のご相談をいただきました。19年、実人数では36件のうち5件ということですが、そのようなこともありまして、相談を受けた場合には包括の職員が事情を踏まえまして相談支援にあたっているということでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（河野 司君） 矢野隆行君。

○8番（矢野隆行君） それでは、再々質問をさせていただきます。

まず、地デジ放送ですけれども、国におきましては経済的に困窮されている方の支援といたしまして、生活保護世帯を対象に簡易チューナー等の配布を呼びかけております。この対象が全国で120万世帯であるわけでございますけれども、こういった不景気の中でございまして、今日の公明新聞にはこういうふうに乗っております。総務省はこれまで生活保護世帯の約120万世帯を対象にチューナーの配布とアンテナの設置、改修を行う考

えだったが、今回与党の要請を受けまして、市町村民税が非課税の障がい者約120万世帯と特養老人ホームなど社会福祉事業施設の入所者約20万世帯も対象に加えることにしました。経済状況が急速に悪化する中、円滑な地デジ放送移行への欠かせない処置というふうに国が枠を広げまして、こういった点もまた認識していただきまして、本市におきまして、どれぐらいの予算を計上されておるのか、こういったのがもう進んでおるのか、そういった点をお聞かせ願えればいいかと思えます。できるだけスムーズな地デジ移行ができるように要望しておきます。

24時間対応の介護でございますけれども、本当にこれから少子高齢化はますます急加速するわけでございます。こういった中にありまして、今後あらゆる手段を考えていただきまして、こういった介護者老家族等が安心して野洲市づくりに邁進していただきますことを要望しておきます。

質問は以上で終わらせていただきます。

○議長（河野 司君） 総務部長。

○総務部長（前田健司君） 矢野議員の再々質問にお答えをいたします。

今、お話をお聞きしておりますと、地デジ移行に伴います設備の助成というものが、従来は生保世帯のみであったのが、何か助成対象の拡大をされたということで、私も今日初めてお聞きをしたところでございます。まあそんなことで、今後、具体的に国やら県の方からそういった通知が来た段階で、市におきましての対応、あるいはお尋ねの予算化の問題、この辺については十分市の方にもこれはかかる問題だと認識しておりますので、現時点ではちょっとその辺のことが定かではございませんので、申しわけございませんが、そのようなことで、また具体的にわかってきた段階で対応してまいりたいと考えております。よろしく願いいたします。

以上、お答えといたします。

○議長（河野 司君） お諮りいたします。

本日の会議はこれにとどめ、延会したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（河野 司君） ご異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

なお、明12日は午前9時より本会議を再開し、本日に引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて延会いたします。（午後4時19分 延会）

野洲市議会会議規則第120条の規定により下記に署名する。

平成20年12月11日

野洲市議会議長                      河野      司

署 名 議 員                      鈴 木 市 朗

署 名 議 員                      原 田      薫